



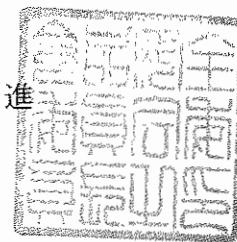
府食第789号
平成26年10月14日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第3号をもって貴省から当委員会に意見を求められたカンタキサンチンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

また、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関する意見・情報が別添のとおり寄せられましたのでお伝えします。

記

カンタキサンチンの一日摂取許容量を 0.025 mg/kg 体重/日と設定する。

添加物評価書

カンタキサンチン

2014年10月

食品安全委員会

目次

	頁
○審議の経緯	3
○食品安全委員会委員名簿	3
○食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿	4
○要約	6
I . 評価対象品目の概要	8
1 . 用途	8
2 . 主成分の名称	8
3 . 分子式及び構造式	8
4 . 分子量	8
5 . 性状等	8
6 . 起源又は発見の経緯	8
7 . 我が国及び諸外国における使用状況	9
8 . 國際機関等における評価	10
(1) JECFAにおける評価	10
(2) 米国における評価	12
(3) 欧州における評価	13
(4) 我が国における評価（飼料添加物としての評価）	14
9 . 評価要請の経緯、指定の概要	14
II . 安全性に係る知見の概要	15
1 . 食品中での安定性	15
2 . 栄養成分に及ぼす影響	15
3 . 体内動態（吸収、分布、代謝及び排泄）	15
(1) 吸収及び排泄	16
(2) 分布	19
(3) 代謝	26
(4) 参考資料	28
(5) 体内動態のまとめ	29
4 . 毒性	29
(1) 遺伝毒性	29
(2) 急性毒性	30
(3) 短期反復投与毒性	31
(4) 長期反復投与毒性（眼毒性を除く）	34
(5) 長期反復投与毒性（眼毒性）	44

(6) 発がん性	51
(7) 生殖発生毒性	53
(8) アレルゲン性	56
(9) 一般薬理	56
(10) その他	57
5. ヒトにおける知見	58
(1) 網膜への影響	58
(2) 肝臓への影響	66
(3) アレルゲン性	66
(4) その他	67
 III. 一日摂取量の推計等	67
1. 米国における摂取量	67
2. 欧州における摎取量	67
3. 我が国における摎取量	68
 IV. 食品健康影響評価	69
 別紙 1 : 略称	71
 別紙 2 : 毒性試験成績	72
 参考	90

＜審議の経緯＞

2011年 4月 26日 厚生労働大臣から添加物の指定及び規格基準の設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安0419第3号）
2011年 4月 28日 第380回食品安全委員会（要請事項説明）
2012年 2月 24日 関係書類の接受
2012年 3月 27日 第104回添加物専門調査会
2012年 7月 27日 第108回添加物専門調査会
2012年 8月 7日 補足資料の提出依頼
2013年 8月 20日 第121回添加物専門調査会
2013年 9月 24日 第122回添加物専門調査会
2013年 10月 17日 第123回添加物専門調査会
2013年 11月 20日 第124回添加物専門調査会
2013年 12月 25日 第125回添加物専門調査会
2014年 6月 11日 補足資料の接受
2014年 6月 17日 第518回食品安全委員会（要請事項説明の修正）
2014年 6月 23日 補足資料の差し替え
2014年 6月 30日 第131回添加物専門調査会
2014年 8月 5日 第525回食品安全委員会
2014年8月6日から9月4日まで 国民からの意見・情報の募集
2014年 10月 3日 添加物専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
2014年 10月 14日 第533回食品安全委員会（報告）
(同日付け厚生労働大臣に通知)

＜食品安全委員会委員名簿＞

(2012年6月30日まで)	(2012年7月1日から)
小泉 直子 (委員長)	熊谷 進 (委員長)
熊谷 進 (委員長代理)	佐藤 洋 (委員長代理)
長尾 拓	山添 康 (委員長代理)
野村 一正	三森 国敏 (委員長代理)
畠江 敬子	石井 克枝
廣瀬 雅雄	上安平 涌子
村田 容常	村田 容常

<食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>

(2011年9月30日まで)

今井田 克己 (座長)	今井田 克己 (座長)
梅村 隆志 (座長代理)	梅村 隆志 (座長代理)
石塚 真由美	石塚 真由美
伊藤 清美	伊藤 清美
井上 和秀	江馬 眞
江馬 眞	久保田 紀久枝
久保田 紀久枝	塚本 徹哉
塚本 徹哉	頭金 正博
頭金 正博	中江 大
中江 大	三森 国敏
林 真	森田 明美
三森 国敏	山添 康
森田 明美	山田 雅巳
山添 康	
山田 雅巳	

(2012年6月30日まで)

(2012年9月30日まで)

(2013年9月30日まで)

今井田 克己 (座長)

梅村 隆志 (座長代理)

石井 邦雄

石塚 真由美

伊藤 清美

江馬 真

久保田 紀久枝

高橋 智

塚本 徹哉

頭金 正博

中江 大

森田 明美

山田 雅巳

久保田 紀久枝

江馬 真

高橋 智

塚本 徹哉

頭金 正博

中江 大

森田 明美

山田 雅巳

(2013年10月1日から)

梅村 隆志 (座長)
頭金 正博 (座長代理)
梶山 浩
石井 邦雄
石塚 真由美
伊藤 清美
今井田 克己
宇佐見 誠
久保田 紀久枝
祖父江 友孝
高橋 智
塚本 徹哉
戸塚 ゆ加里
中江 大
北條 仁
森田 明美
山田 雅巳

<参考人>

印牧 信行
米谷 新
高須 伸二

要 約

着色料として使用される添加物「カンタキサンチン」(CAS 登録番号 : 514-78-3 (カンタキサンチンとして))について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に用いた試験成績は、カンタキサンチンを被験物質とした遺伝毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性、ヒトにおける知見等に関するものである。

カンタキサンチンの体内動態に係る知見を検討した結果、特にヒトにおいて網膜への高度の蓄積が認められた。ヒト網膜中カンタキサンチン濃度がサルの100~500倍であったとする知見及びラット眼球中[6,7,6',7'-¹⁴C]カンタキサンチン濃度がサルの1/100であったとする知見からも明らかのように、カンタキサンチンの網膜又は眼球への分布には大きな種差が認められ、ヒト、サル及びげっ歯類の間でその濃度を比較すると、ヒトが最も高く、次いでサル、げっ歯類の順に高いことが示された。これらのことより、添加物「カンタキサンチン」の網膜又は眼球に対する安全性を評価するにあたっては、種差に留意することが必要と考えられた。

カンタキサンチンのアレルゲン性及び一般薬理に係る知見を検討した結果、安全性に懸念を生じさせるようなものはないと判断した。

本委員会としては、カンタキサンチンについて生体にとって特段の問題となる遺伝毒性の懸念はないと判断した。

本委員会としては、カンタキサンチンについての急性毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性及びヒトにおける知見の試験成績を検討した結果、ヒト介入研究において 60 mg/人/日投与群で認められた暗順応 b 波振幅の減少を摂取に起因する変化と考え、15 mg/人/日(0.25 mg/kg 体重/日)をカンタキサンチンの毒性に係る NOAEL と考えた。また、発がん性は認められないと判断した。

本委員会としては、認められた毒性所見及び我が国において使用が認められた場合の添加物「カンタキサンチン」の推定一日摂取量(国民平均 0.52 mg/人/日 (0.0094 mg/kg 体重/日)、小児 0.33 mg/人/日 (0.02 mg/kg 体重/日)、妊婦 0.39 mg/人/日 (0.0067 mg/kg 体重/日))を勘案すると、添加物「カンタキサンチン」のADI を特定することが必要と判断した。本委員会としては、ヒト介入研究の NOAEL 0.25 mg/kg 体重/日を ADI の根拠とし、安全係数については、個体差に基づき 10 とすることが適当と判断した。以上より、本委員会は、0.25 mg/kg 体重/日を安全係数

10 で除した 0.025 mg/kg 体重/日を添加物「カンタキサンチン」のADIとした。

I. 評価対象品目の概要

1. 用途

着色料（参照 1、2）

2. 主成分の名称

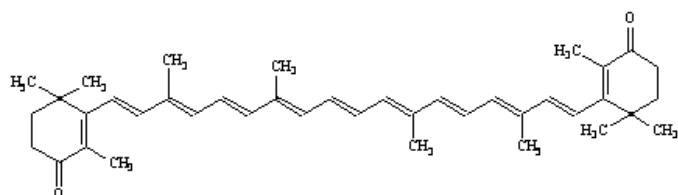
和名：カンタキサンチン

英名：Canthaxanthin

CAS 登録番号：514-78-3（カンタキサンチンとして）（参照 1、2）

3. 分子式及び構造式

$C_{40}H_{52}O_2$



主成分は、構造式のとおり、炭素-炭素二重結合が全て *trans* 構造のカロテノイドであるとされている。（参照 1、2）

4. 分子量

564.86（参照 2）

5. 性状等

評価要請者による添加物「カンタキサンチン」の成分規格案では、含量として「カンタキサンチン ($C_{40}H_{52}O_2$) 96.0%以上を含む。」、性状として「深紫色の結晶又は結晶性粉末である。」とされている。また、純度試験の項目として、「他のカロテノイド色素 5%以下」との規定がある。（参照 2）

米国 FDA の成分規格では *trans*-カンタキサンチン以外のカロテノイド類の含量が 5%を超えないことと定められており（参照 2、3）、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）⁽¹⁾⁽²⁾ではカンタキサンチン以外のカロテノイド類の含量が着色物質類（colouring matters）合計の 5.0%を超えないことと定められている。（参照 4）

6. 起源又は発見の経緯

カンタキサンチンは自然界に存在するカロテノイドの一種で、甲殻類、食用き

¹ 本文中で用いられた略称については、別紙 1 に名称等を示す。

² JECFA の成分規格には、それが合成品のみを対象とするものであることについて明記されている。

のこ類等に天然に微量含まれているとされている。(参照 2、5)

また、ウニ (1 ppm)、*Cyphostemma digitatum* (ブドウ科の果実 0.02 ppm) 等にも含まれているとされている。(参照 6、7)

7. 我が国及び諸外国における使用状況

(1) 添加物としての使用状況

我が国では、添加物「カンタキサンチン」は未指定である。

評価要請者によれば、添加物「カンタキサンチン」は着色料としてコーデックス食品添加物一般基準 (GSFA) が設定されているとともに、米国等で使用されている添加物であるとされている。(参照 2、8)

コーデックス委員会の策定した GSFA では、生鮮卵 (fresh eggs) の殻への商標印字等について適正使用規範 (GMP) に基づく使用のほか、ジャム・ゼリー・マーマレード類、塩漬け等保存処理した非加熱加工裁断食肉・食鳥肉・獣肉、すり身等への使用が 5~200 mg/kg を上限として認められている。(参照 2、8、9)

米国では、添加物「カンタキサンチン」は着色料として、固体食品若しくは半固体食品に 30 mg/pound⁽³⁾又は液状食品に 30 mg/pint⁽⁴⁾を超えない範囲で使用することが認められている。また、評価要請者によれば、米国において、かまぼこ等に使用されているとされている。(参照 2、3、8、10)

EU では、以前は、添加物「カンタキサンチン」(E161g) について、着色料としてストラスブル風ソーセージ (saucisses de Strasbourg) に 15 mg/kg を上限として使用することが認められていたが、2011 年 11 月、食品への使用実態がないことにより EU 規則が改正され、現在、EU において食品への使用は認められていない⁽⁵⁾。(参照 2、8、11、12)

(2) 我が国における飼料添加物としての使用状況

2002 年 4 月、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和 28 年法律第 35 号) (以下「飼料安全法」という。) の規定に基づき飼料添加物「カンタキサンチン」が指定され、鶏、ぎんざけ及びにじますを対象とする飼料への添加が認められている。(参照 2、13)

³ 1 pound = 0.45 kg

⁴ 1 pint = 0.47 L

⁵ カンタキサンチンは、着色料として、食品への使用は認められていないものの、医療用品(medicinal products)への使用は認められていることから、引き続きリストに掲載されている。

また、2004年11月、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、食用部分及び卵、魚介類（さけ科魚類に限る。）、いくら並びにすじこに10～25 ppmを上限とする残留基準値が設定されている。（参照2、14）

8. 国際機関等における評価

（1）JECFAにおける評価

① 1966年の評価

1966年の第10回会合において、JECFAは、添加物「カンタキサンチン」について、カロテノイド類の一つではあるがプロビタミンA作用がないため、添加物「 β -カロテン」等とは別に評価が行われ、入手可能であった毒性データを基に、(i) 専門家の関与なく使用しても安全性が確保できるレベルを0～12.5 mg/kg 体重/日、(ii) 安全性が確保できるが、専門家による一定の管理及び助言の下に置かれることが望ましいレベルを12.5～25 mg/kg 体重/日と特定している。（参照15）

② 1974年の評価

1974年の第18回会合において、JECFAは、カンタキサンチンのADIを0～25 mg/kg 体重/日と特定している。（参照16）

③ 1987年の評価

1987年の第31回会合において、JECFAは、美容目的でのカンタキサンチン服用中の網膜結晶性沈着物の生成について報告があり、当該沈着物を生じた用量が、第18回会合で特定したADIの範囲内であったことから、要請を受けて添加物「カンタキサンチン」の安全性について再評価を行っている。その結果、ラット及びイスの経口投与試験成績（利用可能であったのは概要のみ）から眼に色素が蓄積することが明らかにされているが、JECFAは、眼科学的検査が行われていないこと、及びヒトにデータを外挿するための実験動物モデルがないことを指摘しつつ、ヒトで網膜に色素沈着物を生じる最低用量を30 mg/人/日（0.5 mg/kg 体重/日）と推定している。以上よりJECFAは、第18回会合で特定したADIを暫定ADIとし、上記最低用量に安全係数10を乗じた0～0.05 mg/kg 体重/日にその値を引き下げている。なおJECFAは、カンタキサンチンの医療目的使用は臨床上の判断に係る事項であること、及び美容目的使用は第18回会合での旧ADI特定時に想定していなかったことから、上記暫定ADIは医療・美容目的使用を対象としておらず、添加物及び飼料添加物にのみ適用されるとしている。以上の評価結果についてモノグラフが作成され、成分規格が改

訂されている。(参照 17、18)

④ 1989 年の評価

1989 年の第 35 回会合において、JECFA は、マウス及びラットを用いた長期発がん性試験成績において発がん性の証拠は認められないが、ラット高用量群で肝障害（雌ラットでは用量相関性のない良性腫瘍発生率の増加を伴う。マウスはラットよりも感受性が低いと考えられている。）が見られ、ラットを用いた試験における NOEL を判断することができなかつたとしている。JECFA は、眼のほか肝臓もカンタキサンチンの標的器官であると結論している。標識カンタキサンチンを用いた体内動態試験において試験に供された全てのほ乳類で眼に高濃度の蓄積が見られたが、結晶性の沈着物の生成はヒトでのみ認められていることから、ウサギで網膜電図の変化を再現できたことを除き、ヒト以外のほ乳類は網膜結晶性沈着物の病理や可逆性を見るための実験動物モデルにはならないことが指摘されている。以上より JECFA は、カンタキサンチンの肝毒性の可能性が示唆されたと結論するとともに、網膜結晶性沈着物が非可逆性又は回復の遅い変化であってその意義は不明であることを勘案し、カンタキサンチンの添加物又は飼料添加物としての使用に係る ADI を特定することはできないとし、暫定 ADI を延長しなかつた。以上の評価結果についてモノグラフが作成されている。(参照 19、20)

⑤ 1995 年の評価

1995 年の第 44 回会合において、JECFA は、網膜結晶性沈着物について、新たな実験動物モデルを用いた試験成績を評価している。カニクイザルの 2.5 年間混餌投与試験においてカンタキサンチンの用量依存性の蓄積が網膜で認められ、網膜内層中に偏光下複屈折を呈する内包物がヒトカンタキサンチン網膜症におけるものと同様の分布で認められたとし、本試験における NOEL を 0.2 mg/kg 体重/日と評価している。カンタキサンチン摂取による網膜結晶性沈着物の生成については、Köpcke らによる包括的な後ろ向き生物統計学的研究において強い用量相関関係が認められたとし、ヒト網膜でのカンタキサンチン網膜結晶性沈着物に関する NOEL 30 mg/人/日が示唆されたとしている。また、Arden ら (1989) による臨床試験においてカンタキサンチン (15 mg/人/日 ; 0.25 mg/kg 体重/日) を 5 週間超摂取した者に視覚障害（網膜電図検査において暗順応 b 波振幅の減少を測定）は認められず、60 mg/人/日を 1 か月間摂取した者に暗順応 b 波振幅の減少が認められ、90 mg/人/日を 1 か月間摂取した者で当該減少がより明確になったことを指摘している。追加実施されたラット長期毒性/発がん性試験においては、従前と同様に肝毒性が認められたが発がん性は認められ

なかつたとし、可逆性の肝細胞空胞化を根拠に本試験における NOEL を雄で 25 mg/kg 体重/日、雌で 5 mg/kg 体重/日としている。他方、サルを用いた試験においては、カンタキサンチン 49 mg/kg 体重/日を最長 2.5 年間投与してもラットに見られたような肝細胞の変化は認められなかつたとしている。ヒトにおいてカンタキサンチン摂取による肝毒性は報告されておらず、症例数は限られているものの 1~12 年間に合計 3~150 g のカンタキサンチンを摂取した骨髄性プロトポルフィリン症症例に肝毒性の兆候は認められなかつたとしている。JECFA は、ヒトにおける NOEL 0.25 mg/kg 体重/日 (Arden ら (1989)) を基に、安全係数を 10 として、ADI を 0~0.03 mg/kg 体重/日と特定している。以上の評価結果についてモノグラフの補遺が作成され、成分規格が改訂されている。(参照 21、22)

⑥ 1999 年の評価

1999 年の第 53 回会合において、JECFA は、第 44 回会合において特定した ADI (0~0.03 mg/kg 体重/日) を踏まえ、カンタキサンチンの摂取実態について、米国、英国並びに豪州及びニュージーランドから提供されたデータを基に、生産・流通・使用量データに基づく評価、食事モデルに基づく評価及び個別食事記録に基づく評価を行っている。その結果、カンタキサンチンは、主として飼料添加物として鶏肉、さけ及びます並びに卵黄の間接着色に用いられており、添加物として食品に直接使用する例はまれであり、カンタキサンチン製造業者から提供されたデータを見ても主用途は飼料添加物であったとしている。飼料添加物由来の摂取量推計を行っている国はなく、食事モデル又は個別食事記録に基づく食品別摂取量と、実際の添加実態を超えて広範囲の食品を対象としている GSFA 案の添加上限量を用いて保守的な推計を行うと、推定一日摂取量は ADI を大きく超過したとしている。JECFA は、飼料添加物由来の摂取が添加物由来の摂取を大きく上回るカンタキサンチンの一日摂取量について、添加物として該当食品に最大限添加されたものとして保守的な推計を行うよりも、添加物と飼料添加物とを区別せずトータルの生産・流通・使用量データから推計を行うべきであると結論している。生産・流通・使用量データによつた場合、1995~1997 年における世界各国での推定一日摂取量は、ポルトガル及びノルウェーで最大となり、ADI の約 7~8% と推定された。以上より JECFA は、カンタキサンチンの長期摂取が ADI を超過するおそれないと結論している。(参照 23、24)

(2) 米国における評価

FDA (1985) の説明によれば、当該規制はラットを用いた 2 年間混餌投与試験成績及び 6 か月間混餌投与試験成績、イヌを用いた 3 か月間混餌投与試

験成績等の安全性データを根拠としたものであり、ラットを用いた2年間混餌投与試験におけるNOELを基にADI 150 mg/人/日を特定したとされている。(参照2、25) FDAは、1998年4月にさけ科魚類の飼料添加物としての使用を認める際に上記ADIについて改めて言及している。(参照2、26)

(3) 欧州における評価

① 1983年の評価

1983年、欧洲食品科学委員会(SCF)は、初めて添加物「カンタキサンチン」について包括的な評価を行い、ADI 0~25 mg/kg 体重/日を特定している。

② 1989年の評価

1989年、SCFは、医療目的又は美容目的でカンタキサンチンを最低30 mg/人/日(0.5 mg/kg 体重/日)服用した者にカンタキサンチン網膜結晶性沈着物が見られるといった新たな知見を得て、左記の最低用量を基に、ヒトのデータであることから安全係数10を用いて上記ADIを暫定ADI 0~0.05 mg/kg 体重/日に変更し、その有効期間を5年間としている。

③ 1992年の評価

1992年、SCFは、製造業者により提供された新たな情報等について評価を行い、暫定ADI 0~0.05 mg/kg 体重/日を変更しないことを決定している。

④ 1997年の評価

1997年、SCFは、1995年のJECFA評価に用いられた新たなデータを基に添加物「カンタキサンチン」の安全性について再評価を行っている。ヒトにおいて網膜電図b波の変化が見られた最低用量は0.25 mg/kg 体重/日であるが、この変化については、病理学的な意義ではなく、網膜の機能障害を示唆するものでもないことから、安全係数は10が適切であるとした。このことは、サルのNOAEL 0.2 mg/kg 体重/日に対応する血漿中濃度156 µg/Lと、ニワトリ胚由来の網膜神経培養細胞による*in vitro*試験系で結晶の生成が認められたカンタキサンチンの最低培地濃度1,200 µg/Lとの差が約1桁あることからも支持されるものであるとしている。以上より、0.25 mg/kg 体重/日に安全係数10を適用して求められる0.025 mg/kg 体重/日の端数を切り上げた0.03 mg/kg 体重/日をADIとしている。(参照27)

⑤ 2010年の評価

2010年、欧洲食品安全機関(EFSA)の食品添加物及び食品に添加され

る栄養源に関する科学パネル（ANS パネル）は、欧州委員会からの依頼に基づき、添加物「カンタキサンチン」について再評価を行い、意見書を取りまとめている。EFSA パネルは、JECFA 及び SCF が ADI 特定の根拠としたヒトの視覚障害を伴わない暗順応 b 波の変化に係る NOAEL 15 mg/人/日 (0.25 mg/kg 体重/日) のほか、独自にベンチマーク用量信頼下限値 (BMDL) ₀₅ 12~20 mg/人/日 (0.20~0.33 mg/kg 体重/日) を算出し、point of departure を 0.30 mg/kg 体重/日と判断して、不確実係数を 10 として ADI 0.03 mg/kg 体重/日を特定している。（参照 5）

⑥ 2014 年の評価（飼料添加物としての評価）

2014年、EFSAの動物用飼料に使用する添加物及び製品又は物質に関する科学パネル（FEEDAP）は、飼料添加物「カンタキサンチン」について鶏等への使用について評価を行い、ADI 0.03 mg/kg 体重/日に同意している。（参照 28）

（4）我が国における評価（飼料添加物としての評価）

我が国においては、飼料添加物「カンタキサンチン」は、2002 年 4 月、飼料安全法の規定に基づき初めて指定され、鶏、ぎんざけ及びにじますを対象とする飼料への添加が認められている。その後 2003 年 8 月、農林水産大臣から対象魚種を「さけ科魚類及び甲殻類」に拡大すること等のため飼料安全法の基準・規格を改正することについて、及び厚生労働大臣から食品衛生法の残留基準を設定することについて、食品安全基本法の規定に基づき、食品安全委員会に対して、食品健康影響評価の依頼がなされている。2004 年 3 月、食品安全委員会は、カンタキサンチンは自然界に存在し、諸外国では添加物及び飼料添加物として、国内では飼料添加物としての使用実績を有しているが、JECFA において ADI (0~0.03 mg/kg 体重/日) が特定されたことも考慮して、「カンタキサンチンの一日許容摂取量を 0.025 mg/kg 体重/日と設定する。」旨の食品健康影響評価結果を両大臣あて通知している。（参照 29）

9. 評価要請の経緯、指定の概要

厚生労働省は、2002 年 7 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承事項に従い、(i) JECFA で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、(ii) 米国及び EU 諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業等からの指定要請を待つことなく、主体的に指定に向けた検討を開始する方針を示している。今般、厚生労働省において添加物「カンタキサンチン」についての評価資料が取りまとめられたことから、食品安全基本法（平成 15

年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に対して、食品健康影響評価の依頼がなされたものである。(参照 1、2)

なお、厚生労働省によれば、2011 年 11 月以降、欧州連合での使用実態はないものの、CODEX 基準があり、また、米国で使用されていることを踏まえ、引き続き、国際汎用添加物として取り扱うこととされている。(参照 30)

厚生労働省は、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、添加物「カンタキサンチン」について、「カンタキサンチンは、魚肉ねり製品(かまぼこに限る。)以外の食品に使用してはならない。カンタキサンチンの使用量は、魚肉ねり製品にあってはその 1 kg につき 0.035 g 以下でなければならない。」旨の使用基準を設定し、JECFA 等を参考に成分規格を定めた上で新たに添加物として指定しようとするものであるとしている。(参照 30)

II. 安全性に係る知見の概要

1. 食品中での安定性

評価要請者によれば、カンタキサンチンは分子中に共役二重結合を有し、そのままでは空气中酸素及び光によって酸化され、分解物又は重合物に変化し、変色することがあるため、添加物「カンタキサンチン」及びその添加食品については遮光した密封容器に入れ、空気を不活性ガスで置換して保存することが好ましいとされている。(参照 2)

(1) 保存試験 (Choubert & Luquet (1979))

カンタキサンチンを含む飼料中の保存試験が実施されている。

その結果、カンタキサンチンの含有量は、飼料をペレット化すると 15~20% 減少、2 か月間室温保管すると更に 16~18% 減少したとされている。Choubert & Luquet は、ペレット化によってより多くの空気にさらされたカンタキサンチンが分解したことによるものと考察している。(参照 2、31)

2. 栄養成分に及ぼす影響

評価要請者は、カンタキサンチンの化学的反応性は少なく、食品中のたん白質、油脂、糖類、ビタミン類及びミネラル類への影響はないとしている。(参照 2)

3. 体内動態 (吸収、分布、代謝及び排泄)

カンタキサンチンはカロテノイド類であり、一般にカロテノイド類は、小腸(主に十二指腸)粘膜において、脂肪とともに吸収されるといわれている。(参照 32)

(1) 吸収及び排泄

① ヒトでの吸収及び排泄

- a. ヒト経口摂取試験 (JECFA (1988、1990) 及び EFSA (2010) で引用 (Kubler (1986) (未公表))、GCP 不明)

ヒト 10 例 (男女各 5 例) 及び 16 例 (男性 6 例及び女性 10 例) にそれぞれカンタキサンチン (75、150 mg/人) を単回経口摂取させる試験が実施されている。

その結果、消失半減期はいずれの群でも 4.5 日間、吸収率は 75 mg/人摂取群で 12%、150 mg/人摂取群で 9%であったとされている。

また、ヒト (各群男女各 5 例) にカンタキサンチン (30 (1 mg×6 回/人/日を 5 日間)、96 (8 mg×6 回/人/日を 2 日間) mg) を摂取させ、摂取開始から 8 日間、12 時間ごとに採血を行う試験が実施されている。

その結果、定常状態での血漿中カンタキサンチン濃度は、30 mg 摂取群で 1,800 μg/L (3.3 μM)、96 mg 摂取群で 10,300 μg/L (18.3 μM) と算出されている。(参照 5、17、19)

- b. ヒト経口摂取試験 (a. に対する考察) (EFSA (2010) で引用 (Kubler (1986) (未公表)))

a. ヒト経口摂取試験の結果について、(i) 最高血漿中濃度到達時間は 48 時間であること、(ii) 血清中からの消失半減期は 5.3 日間であること、(iii) 吸収率は 1 mg/人/日と低用量の摂取でも摂取量の 34%を超えないとの考察がなされている。(参照 5)

- c. ヒト経口摂取試験 (EFSA (2010) で引用 (Cohn & Schalch (1990) (未公表))、GCP 不明)

ヒト (各群 10 例) にカンタキサンチン (75、150 mg/人) を単回経口摂取させる試験が実施されている。

その結果、カンタキサンチンの吸収率は 8~15%であり、また、微量を摂取した場合における吸収率は最大約 20%になるとされている。(参照 5)

- d. ヒト経口摂取試験 (Whiteら (1994)、Paetauら (1997)、GCP不明)

米国において、6か月間ビタミン・ミネラル類サプリメントを摂取していない33歳及び50歳の非喫煙女性に前夜絶食させた上で、プラセボ、カン

タキンチン(25 mg)又は β -カロテン(25 mg)+カンタキサンチン(25 mg)を一定の間隔で高脂肪の朝食とともに単回経口摂取させ、3日間血清中濃度を測定する試験が実施されている。

その結果、カンタキサンチン単独(25 mg)の摂取において、血清中カンタキサンチン濃度は摂取6~11時間後にピーク(ベースライン値からの増分 $2.37 \pm 0.39 \mu\text{M}$)に達し、摂取72時間後までに緩やかに減少したとされている。また、血清中カンタキサンチン最高濃度は β -カロテンの併用によって $38.8 \pm 6.5\%$ 減少し、血清中カンタキサンチン濃度に係るAUC_{24hr}及びAUC_{72hr}は β -カロテンの併用によって $38.1 \pm 6.4\%$ 及び $34.4 \pm 7.4\%$ 減少したとされている。一方、カンタキサンチンの摂取による血清中 β -カロテン濃度への影響は認められなかったとされている。(参照33)

また、類似の試験で同様の結果が得られたとの報告がある。(参照34)

② サルでの吸収及び排泄

- a. サル経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Bausch (1992a) (未公表))、GLP 不明)

カニクイザル(各群雌雄各2匹)に[6,7,6',7'-¹⁴C]カンタキサンチン(0.2、0.6 mg/kg 体重)を単回強制経口投与する試験が実施されている。

その結果、投与後96時間の血漿中放射能は血中放射能の約2倍であったとされている。最高血中濃度は雄(投与4時間後)よりも雌(同6時間後)で高値傾向であったとされている。糞便中排泄率は投与放射能の85~89%であり、投与後48時間以内にほぼ回収されたとされている。尿中排泄率は投与放射能の1.6~3.6%であり、投与放射能の1.6~4.6%が組織(胃腸管を除く。)中に保持されたことから、吸収率は3~8%と推定されている。[6,7,6',7'-¹⁴C]カンタキサンチンの血中濃度半減期は、性別及び用量にかかわらず36~92時間の範囲にあったとされている。(参照5、21、29)

- b. サル経口投与試験 (JECFA (1996)、SCF (1999)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Bausch (1992b) (未公表))、GLP 不明)

サル(及びラット)に[6,7,6',7'-¹⁴C]カンタキサンチン(0.2、0.6 mg/kg 体重)を単回経口投与する試験が実施されている。その結果、投与後96時間尿中排泄率は投与放射能の2.1%(ラットで同4.6%)、同糞中排泄率は同87.2%(ラットで同91.4%)であったとされている。(参照5、21、27、29)

c. サル経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buser ら (1993、1994) (未公表))、GLP 不明)
1~3 歳のカニクイザル (各群雌雄各 4~11 匹) にカンタキサンチン (0 (無処置)、0 (プラセボ)、0.2、0.6、1.8、5.4、16、49 mg/kg 体重/日) を 3 年間強制経口投与 (胃内挿管) する試験が実施されている。また、試験開始 2 年目から別途カニクイザル (各群雌雄各 2~4 匹) にカンタキサンチン (0、200、500、1,000 mg/kg 体重/日) の投与群を追加する試験⁽⁶⁾が実施されている。

その結果、血漿中 *trans*-カンタキサンチン濃度について、0.2~49 mg/kg 体重/日投与群で用量に応じた増加が見られ、各群ともに投与開始 3 か月後に最高値に達したが、投与開始 1 年後以降試験終了まで徐々に低下し、200 mg/kg 体重/日以上の投与群ではより高値であったが用量相関性は認められなかったとされている。(参照 5、21、29)

③ ラットでの吸収及び排泄

a. ラット経口投与試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Glatzle & Bausch (1988a) (未公表))、GLP 不明)

雄ラットに[6,7,6',7'-¹⁴C]カンタキサンチン (0.18~0.21 mg/ラット) を単回経口投与し、投与4、24、48、96及び168時間後にそれぞれ2匹ずつをと殺する試験が実施されている。

その結果、カンタキサンチンの吸収率は8% (4~11%) であったと推定されている。消化管内容物を含む体内残存放射能は投与24時間後で投与量の約16%、投与7日後で0.3%まで低下したとされている。腸肝循環がないと仮定した場合、体内に吸収された放射能の尿中排泄率は投与後24時間で約50%、投与後7日間で96% (EFSA (2010) の報告においては98~99.7%) とされている。(参照 5、19)

b. ラット経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Glatzle & Bausch (1989) (未公表))、GLP不明)

雄ラットにカンタキサンチン (0、0.001、0.01% ; 0、0.5、5 mg/kg 体

⁶ 投与 3 年目からは上記 49、1,000 mg/kg 体重/日投与群の雌雄各 1 匹の片眼にレーザー処理を施している。

重/日⁽⁷⁾) を5週間混餌投与し、その後、[6,7,6',7'-¹⁴C]カンタキサンチンを単回強制経口投与又は単回混餌投与(3.3%)する試験が実施されている。

その結果、組織・器官中の分布パターン並びに糞便及び尿への排泄パターンについて、両投与方法で類似性が認められたとされている。投与後24時間排泄率は投与放射能の46~89%、投与後7日間排泄率は同98%以上であったとされている。(参照5、21、29)

- c. ラット経口投与試験 (JECFA (1996)、SCF (1999)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Bausch (1992b) (未公表))、GLP不明)
(再掲)

上述(p17)の試験において、投与後96時間におけるラットにおける尿中排泄率は投与放射能の4.6% (サルで同2.1%)、糞中排泄率は同91.4% (サルで同87.2%) であったとされている。(参照5、21、29)

- d. ラット十二指腸灌流試験 (Clarkら (1998) (EFSA (2010) で引用)、GLP不明)

ラットの十二指腸においてカンタキサンチンを含有する脂質エマルジョンを灌流する試験が実施されている。

その結果、回収されたリンパ液中のカンタキサンチン濃度は灌流開始6時間後までに定常状態に達したとされている。また、カンタキサンチン(5、10、15、20 μM)を含有する脂質エマルジョンを灌流する試験が実施されている。その結果、リンパ液中のカンタキサンチン濃度は用量依存的に増加したとされている。カンタキサンチンの吸収率は、全灌流濃度で、平均16%であったとされている。(参照5、35)

(2) 分布

① 網膜への分布について

- a. 類縁物質について (Handelman ら (1988、1991) (JECFA (1996) で引用))

ヒト及び靈長類では網膜全体にルテイン、網膜のうち黄斑には主にゼアキサンチンが存在するとされている。(参照5、36、37)

⁷ JECFA で用いられている換算値 (IPCS: EHC240) を用いて摂取量を推定

種	最終体重 (kg)	摂餌量 (g/動物/日)	摂餌量 (g/kg 体重/日)
マウス	0.02	3	150
ラット (老)	0.4	20	50
モルモット	0.75	30	40

b. 網膜内への輸送について (Köpcke ら (1995))

非極性カロテノイド類（例：β-カロテン）は網膜内への侵入を排除されているものの、極性カロテノイドであるカンタキサンチンについては、血漿中に過剰な状態になったときに、通常は認められない網膜内への運搬が起こるのではないかと推定されている。そのメカニズムについては、カンタキサンチンは高用量投与で網膜内に蓄積することから、網膜内に受動輸送されず、おそらくレチノールにとっての光受容体間レチノール結合たん白（IRBP）のような特殊な担体たん白質によって血液網膜閥門の通過を調節されているのではないかとの考察がなされている。（参照 38）

c. 網膜内への分布、沈着について（食品安全委員会（2004））

飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書（2004）では、「ヒトあるいは靈長類において、血漿中のカンタキサンチンは、低密度リポタンパク質(LDL)によって運搬されるため、LDL 受容体を介したエンドサイトーシスによって細胞内に取り込まれることが想定された。細胞膜内に取り込まれて過剰に蓄積することにより、脂肪親和性の状態ではカンタキサンチンの溶解性が低下し、結晶化すると考えられた。慢性的に高用量を摂取し、血漿中に高濃度を維持することにより、網膜への沈着を引き起こすことが考えられた。」とされている。（参照 29）

なお、網膜への分布に関連すると考えられる眼毒性については、「(5) 長期反復投与毒性（眼毒性）」で、また、ヒトにおける網膜への分布及びそれに伴う影響については、「5. ヒトにおける知見（1）網膜への影響」にそれぞれまとめている。

② ヒトでの分布

a. ヒト経口摂取試験 (JECFA (1988, 1990) 及び EFSA (2010) で引用 (Kubler (1986) (未公表))、GCP 不明) (再掲)

上述 (p16) の試験において、吸収されたカンタキサンチンの脂肪組織移行率は推定で約 60%であるとされている。（参照 5、17、19）

b. ヒト血清分析試験 (JECFA (1988, 1990) で引用 (Hoffmann-La Roche (1986) (未公表))、GCP 不明)

カンタキサンチンを医療又は美容目的で服用したことがないとされる 22～96 歳の 38 剖検例の各組織及び血清中のカンタキサンチン濃度を測定する試験が実施されている。

その結果、カンタキサンチン濃度は皮下脂肪組織及び大網で 0.3 及び 0.2 µg/g と最も高く、肝臓で 0.08 µg/g、皮膚及び脾臓で 0.04 µg/g、血清で 0.024 µg/mL であったとされている。

また、カンタキサンチン（約 45 mg/人/日、服用量合計約 65 g）を 4 年間美容目的で服用し、気管支癌で死亡した 71 歳女性剖検例について同様にカンタキサンチン濃度を測定する試験が実施されている。

その結果、大網及び腸間膜の脂肪組織で 270 及び 158 µg/g、肝臓で 5 µg/g であったとされている。また、カンタキサンチン（服用量合計約 6 g）を 2 年間美容目的で服用し、服用を中止して 1 年後の女性症例 1 例について、血清中カンタキサンチン濃度は 69 µg/L であり、その大網生検試料は橙黄色に着色しカンタキサンチンを 49 µg/g 含有していたとされている。（参照 17、19）

c. ヒト経口摂取試験 (EFSA (2010) で引用 (Cohn & Schalch (1990) (未公表))、GCP不明) (再掲)

上述 (p16) の試験において、カンタキサンチンは、肝臓に取り込まれ、血流に放出された後、その約48%が血漿中で超低比重リポたん白(VLDL)、低比重リポたん白(LDL) 及び高比重リポたん白(HDL) 画分のリポたん白とともに存在し、約52%がカイロミクロン画分を通じて脂肪組織に移行し、脂肪組織に移行したカンタキサンチンはゆっくりと血流に再移行（半減期約5日間）すると推定されている。（参照 5）

(3) サルでの分布

a. サル経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Bausch (1992a) (未公表))、GLP不明) (再掲)

上述 (p17) の試験において、組織・器官中濃度は、副腎において最も高く (0.6 mg/kg 体重投与群で [6,7,6',7'-¹⁴C] カンタキサンチンとして 3.2～8.6 µg/g)、次いで脾臓、肝臓、骨髄、皮膚及び脂肪組織 (同 0.1～0.9 µg/g) で高かったが、眼及び脳においては比較的低かった (同 0.01～0.05 µg/g) とされている。（参照 5、21、29）

b. サル経口投与試験 (JECFA (1996)、SCF (1999)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Bausch (1992b) (未公表))、GLP不明) (再掲)

上述 (p17) の試験において、サルにおけるカンタキサンチンの投与 96 時間後の組織・器官中放射能濃度は合計で投与放射能の 7.4% であり、副腎

においてその他の組織・器官の20～50倍と最高（ラットで同1%未満（脾臓及び肝臓で最高））であったとされている。（参照5、21、27）

c. サルとヒトの比較（JECFA（1996）、EFSA（2010）、食品安全委員会（2004）で引用（Schiedt（1992）（未公表））、GLP、GCP不明）

カンタキサンチン含有製剤を美容目的で服用（服用量合計16g）していたヒトの網膜において認められたカンタキサンチン結晶性沈着物（網膜中カンタキサンチン濃度20～30μg/g）と、体重約3kgのサル（雄4匹、雌3匹）（種についての記載なし）にカンタキサンチン（48.6mg/kg体重/日）を最長2.5年間反復投与（投与量合計最高約54g）した結果生成した沈着物の比較が実施されている。

その結果、サルの網膜神経部中カンタキサンチン濃度は平均0.05～0.4μg/gであったとされている。ヒト網膜中カンタキサンチン濃度はサルの100～500倍であったことから、ヒトはサルに比べて網膜にカンタキサンチン沈着物を生じやすいと推定されている。（参照5、21、29）

d. サル経口投与試験（JECFA（1996）、EFSA（2010）、食品安全委員会（2004）で引用（Buserら（1993、1994）（未公表））、GLP不明）（再掲）

上述（p18）の試験において、網膜中カンタキサンチン濃度は、プラセボ対照群で1.4ng/g、0.2mg/kg体重/日投与群で6.7ng/g、1,000mg/kg体重/日投与群で650ng/gであり、個体差が大きかったが、0.2～49mg/kg体重/日投与群では用量に有意に相関して非直線的に増加したことから、高用量では飽和に達することが示唆された。血漿中カンタキサンチン濃度は、プラセボ対照群で4μg/L、0.2mg/kg体重/日投与群で153μg/L、1,000mg/kg体重/日投与群で7,800μg/Lであり、網膜中カンタキサンチン濃度に相関していたとされている。（参照5、21、29）

④ ラットでの分布

a. ラット経口投与試験（JECFA（1988、1990）で引用（Hoffmann-La Roche（1986）（未公表））、GLP不明）

ラットにカンタキサンチン（0.6、6、60mg/kg体重/日）を5週間反復経口投与する試験が実施されている。

その結果、各組織・器官中カンタキサンチン濃度は、肝臓（各群0.9、12、125μg/g）及び脾臓（各群2.6、50、67μg/g）において最も高く、その他の組織・器官においては最高0.2～1.5μg/gのレベルであったとされている。投与終了後に組織・器官中カンタキサンチン濃度が1/4～1/3に減少

するのに要した時間は、副腎で2週間、小腸で1か月間であったとされている。(参照17、19)

b. ラット経口投与試験(JECFA(1988、1990)で引用(Hoffmann-La Roche(1986)(未公表))、GLP不明)

ラットにカンタキサンチン(用量不詳)を13週間又は20週間経口投与する試験が実施されている。

その結果、カンタキサンチンの蓄積が、脂肪組織及び一部の組織・器官、特に肝臓及び脾臓で認められたとされている。投与終了1か月後を過ぎても脂肪組織中カンタキサンチン濃度の低下はごく僅かであったことから、脂肪組織からのカンタキサンチンの消失は緩慢であることが示唆されたとされている。(参照17、19)

c. ラット経口投与試験(JECFA(1990)で引用(Hoffmann-La Roche(1986)(未公表))、GLP不明)

ラット(各群雄40匹)にカンタキサンチン(1.2、3.4、5.8、9.8、16.7、28.4 ppm)を96日間又は137日間混餌投与し、96日間投与群には、投与終了後0、7、15又は29日間カンタキサンチンを含まない飼料を与える試験が実施されている。

その結果、組織・器官中カンタキサンチン濃度は、投与期間より用量に依存していたとされている。28.4ppm投与群での組織・器官中カンタキサンチン濃度は、脾臓(3.2 µg/g)、小腸(2.63 µg/g)、肝臓(1.56 µg/g)及び脂肪組織(0.79~0.91 µg/g)において高かった一方、大脳、甲状腺及び眼においては低く、検出下限値に近いレベルであったとされている。96日間投与群の投与終了後のカンタキサンチン濃度はほとんどの組織・器官において低下したが、脂肪組織においては緩やかに下降したとされている。脾臓中カンタキサンチン濃度は投与終了後7日間に約20%まで急速に低下し、その後非常に緩徐に低下したが、肝臓中濃度は投与終了に伴い極めて急速に低下したとされている。(参照19)

d. ラット経口投与試験(JECFA(1988、1990)で引用(Hoffmann-La Roche(1986)(未公表))、GLP不明)

ラットにカンタキサンチン(50~60 mg/kg 体重/日)を9週間混餌投与する試験が実施されている。

その結果、眼球内カンタキサンチン濃度は約0.1 µg/gで定常状態となり、

それ以上の蓄積は見られなかつたとされている。

また、ラットにカンタキサンチン（1.2、2.0、3.4、5.6、9.8、16.7、28.4 ppm；最高用量は1.4 mg/kg 体重/日相当）を20週間混餌投与する試験が実施されている。

その結果、眼球内カンタキサンチン濃度は最高で約0.01 µg/gであり、投与終了後にカンタキサンチンを含まない飼料の投与を開始して4週後には0.002 µg/gに低下していたとしている。（参照17、19）

e. ラット経口投与試験 (JECFA (1990) で引用 (Glatzle & Bausch (1988a) (未公表))、GLP不明) （再掲）

上述 (p18) の試験において、胃腸及びその内容物を除く組織・器官中放射能濃度は肝臓において最高であり、眼において投与量の0.05%以下、他の組織・器官において投与量の1%未満であったとされている。（参照19）

f. ラット経口投与試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Glatzle & Bausch (1988b) (未公表))、GLP不明)

ラットにカンタキサンチン（10ppm；0.5 mg/kg 体重/日）を13～14週間混餌投与する試験が実施されている。

その結果、腎臓の脂肪中のカンタキサンチン濃度は0.43 µg/gとなり、投与終了後の休薬開始4週間後で0.29 µg/gに低下したとされている。

また、ラットにカンタキサンチン（100ppm；5 mg/kg 体重/日）を31週間混餌投与する試験が実施されている。

その結果、腎臓の脂肪中カンタキサンチン濃度は4.3 µg/gとなり、投与終了後14週間で35%、31週間で49%低下したとされている。（参照5、19）

JECFA (1990) の報告では、脂肪組織中カンタキサンチン濃度の半減期は非常に長いと推定されている。（参照19）

g. ラット経口投与試験 (JECFA (1996)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Bauschら (1991) (未公表))、GLP不明)

雄有色系 (PGV/LacIbm) ラット及び雄アルビノラットにカンタキサン

チン (100 mg/kg 体重/日) を5週間混餌投与する試験が実施されている。

その結果、有色系ラットの組織・器官中カンタキサンチン蓄積量は、アルビノラットのそれと比較して、脾臓、肝臓及び皮膚で1/10 以下、小腸及び腎臓の脂肪で約1/2、眼では0.13 µg/gに対し0.02 µg/gと約1/6であったとされている。

以上より、有色系ラットはアルビノラットに比べてカンタキサンチンの蓄積性を見る上で適切な実験動物モデルであるとはいえない結論されている。(参照 21、29)

h. ラット経口投与試験 (JECFA (1996)、SCF (1999)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Bauschら (1992b) (未公表))、GLP不明)

上述 (p17) の試験において、ラットにおけるカンタキサンチンの投与96時間後の組織・器官中放射能量は合計で投与放射能の1%未満（脾臓及び肝臓で高値）(サルでは同7.4% (副腎において最高)) であったとされている。ラットの眼球中放射能濃度はサルの約1/100であったとされている。(参照 5、21、27、29)

以上より、ラットにおいてはサルのように副腎が標的器官とはなっていないことが示唆されている。

⑤ モルモットでの分布

a. モルモットによる試験 (JECFA (1996) で引用 (Schiedtら (1992) (未公表))、GLP不明)

モルモットにカンタキサンチン (370 mg/kg 体重/日、投与経路不明) を10か月間反復投与する試験が実施されている。

その結果、網膜中カンタキサンチン濃度は0.032 µg/gであったとされている。(参照 21)

⑥ イヌでの分布

a. イヌによる試験 (JECFA (1988、1990)、EFSA (2010) で引用 (Hoffmann-La Roche (1986) (未公表))、GLP不明)

イヌ (各群7匹) にカンタキサンチン (0、50、100、250 mg/kg 体重/日、投与経路不明；投与量合計0、200、400、1,100 g/イヌ) を52週間反復投与する試験が実施されている。

その結果、JECFAは、組織・器官中カンタキサンチン濃度は、250 mg/kg 体重/日投与群の脂肪組織で24 µg/gと最も高く、低用量群の副腎（15.1 µg/g）、皮膚（9.6 µg/g）及び肝臓（8.1 µg/g）で比較的高かったとしている。一方、EFSAは、250 mg/kg 体重/日投与群で脂肪組織24 µg/g、副腎15.1 µg/g、皮膚9.6 µg/g及び肝臓5.2 µg/gであったとしている。JECFA、EFSAとも、対照群の組織・器官中カンタキサンチン濃度は0.1 µg/g以下であったとしている。また、投与群の眼球8個中のカンタキサンチン量は0.1～0.4 µgであったが、眼科学的検査結果の報告はないとされている。（参照5、17、19）

⑦ フェレットでの分布

a. フェレット経口投与試験（JECFA（1996）で引用（Foxら（1992）（未公表）、GLP不明））

フェレット（各群18匹）にカンタキサンチン（0、50 mg/kg 体重/日）を週5日、12か月間反復強制経口投与（胃内挿管）し、各組織・器官中カンタキサンチン濃度をHPLCで測定する試験が実施されている。

その結果、12か月間投与終了時点において、血清中カンタキサンチン濃度は70.2 µg/mLと脂肪組織中濃度の12倍、肝臓中濃度の20倍高かったにもかかわらず、網膜からカンタキサンチンは検出されなかつたとされている。（参照21）

（3）代謝

① ヒトでの代謝

a. 症例報告（Daickerら（1987）（JECFA（1988、1990）で引用））

白斑の治療のために、数年間にわたってカンタキサンチンを合計16.8 g服用していた72歳女性剖検例の網膜沈着物についての鏡検並びに当該網膜から抽出した色素についての分析が実施されている。

その結果、網膜中にカンタキサンチン及びカンタキサンチンの約1/10量（ピーク面積比）の4'-ヒドロキシエチネノン⁽⁸⁾濃度が認められたとされている。また、脈絡膜及び色素上皮中にはカンタキサンチンのほか4'-ヒドロキシエチネノン及びイソゼアキサンチン⁽⁹⁾が存在していたとされている。（参照17、19、39）

⁸ カンタキサンチンの片方のケトン基が水酸基となったもの。

⁹ カンタキサンチンの両方のケトン基が水酸基となったもの。

② サルでの代謝

- a. サル経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Bausch (1992b) (未公表))、GLP 不明) (再掲)

上述 (p17) の試験において、網膜からは4'-ヒドロキシエチネノン⁽⁸⁾及びイソゼアキサンチン⁽⁹⁾が代謝物として検出されたとされている。尿中からは、ラットには見られなかった極性の低い化合物が見出された一方、ラットに見られた非常に極性の高い化合物は痕跡量見出されたのみであったとされている。(参照 5、 21、 29)

- b. サル経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buserら (1993、1994) (未公表))、GLP不明) (再掲)

上述 (p18) の試験において、代謝物である4'-ヒドロキシエチネノン⁽⁸⁾及びイソゼアキサンチン⁽⁹⁾の網膜中濃度（数値の報告はないとされている。）は、カンタキサンチンの用量に相関しており、これら代謝物濃度と網膜中カンタキサンチン濃度の比は一定であったとされている。(参照 5、 21、 29)

- c. サル経口投与試験 (Goralczykら (1997、2000) (EFSA (2010) で引用))、GLP対応)

カニクイザル（対照群14匹、各投与群雌雄各4匹）にカンタキサンチン（0（対照群）、0.2、0.6、1.8、5.4、16.2、48.6 mg/kg 体重/日）を2.5年間反復混餌投与する試験が実施されている。

その結果、0.6 mg/kg 体重/日以上投与群の全網膜中に結晶性沈着物が見られたとされている。

また、この試験に使用した対照群6匹及び新たに0.2～1.8 mg/kg 体重/日投与群にさらに3年間反復経口投与する試験及びカンタキサンチン（0（対照群）、200、500 mg/kg 体重/日）を4.5年間反復経口投与した後、カンタキサンチン（0（対照群）、48.6mg/kg 体重/日）を6か月間反復経口投与する試験が実施されている。

その結果、網膜辺縁部においては被験物質がほとんどそのまま存在していたが、黄斑においては4'-ヒドロキシエチネノン⁽⁸⁾が主たる代謝物として存在していたとされている。(参照 5、 40)

③ ラットでの代謝

- a. ラット経口投与試験 (JECFA (1996)、SCF (1999)、EFSA (2010)、

食品安全委員会（2004）で引用（Bausch（1992b）（未公表））（再掲）、
Bausch（1999）、GLP不明）

上述（p17）の試験において、ラット尿中から、サルには痕跡量のみ見られた非常に極性の高い化合物が見出された一方、サルに見られた極性の低い化合物は見出されなかったとされている。（参照5、21、27、29）

また、カンタキサンチンを投与したラットの尿中から3-ヒドロキシ-4-オキソ-7,8,-ジヒドロ- β -イオノンが検出されたとされている。（参照41）

（4）参考資料

以降の知見については、ニワトリによるものであることから、添加物「カンタキサンチン」の体内動態を検討する資料にはならないものであるが、参考資料として記載する。

① 分布

a. ニワトリによる試験（JECFA（1996）、食品安全委員会（2004）で引用（Goralczyk& Weiser（1992）及び Schiedt ら（1991）原著論文未確認）、GLP 不明）

ブロイラーのヒナにカンタキサンチン（14.2 g/kg : 28 g/kg 体重/日）を12週間連続経口投与する試験が実施されている。

その結果、眼科学的検査において、網膜及びその周辺部の末梢部分に複屈折を示す赤茶色を帶びた結晶状構造が存在したとされている。走査顕微鏡画像解析による網膜上の結晶状構造のスペクトルは、カンタキサンチン結晶のスペクトルと類似していたとされている。（参照21、29）

b. ニワトリによる試験（JECFA（1996）、食品安全委員会（2004）で引用（Goralczyk（1993）原著論文未確認）、GLP 不明）

雌のブロイラーのヒナ（各群4羽）にカンタキサンチン（0.2、0.5、1.3、8、20、50 mg/kg）を42日間連続投与する試験が実施されている。

その結果、網膜中、血漿中及び肝臓中のカンタキサンチンの濃度について、用量依存的な增加が認められたとされている。眼科学的検査において、8 mg/kg 投与群（0.5mg/kg 体重/日に相当）の網膜でカンタキサンチン粒子が認められたとされている。粒子数は、血漿中のカンタキサンチン濃度に高い相関を示したが、網膜中の濃度との相関は低かったとされている。粒子数は、20 又は 50 mg/kg 投与群において増加し、対照群及び 0.2、0.5

又は 1.3 mg/kg 投与群では、網膜中粒子は認められなかつたとされている。
(参照 21、29)

② 代謝

a. ニワトリ経口投与試験 (JECFA (1990) で引用 (Hoffmann-La Roche (1986) (未公表))、GLP 不明)

37 日齢のブロイラー(各群 15 羽)にカンタキサンチン(8.9、18、35 ppm)及びビタミン A (0、300、600 IU/kg) を混餌投与する試験が実施されている。

その結果、血漿及び肝臓中ビタミン A 濃度は、ビタミン A600IU/kg のみ投与群に比べて、カンタキサンチン 8.9 ppm のみ投与群で高かったとされている。以上より、少なくともニワトリにおいてはカンタキサンチンはプロビタミン A であるとされている。(参照 19)

(5) 体内動態のまとめ

カンタキサンチンの体内動態に係る知見を検討した結果、特にヒトにおいて網膜への高度の蓄積が認められた。ヒト網膜中カンタキサンチン濃度がサルの 100~500 倍であったとする知見及びラット眼球中[6,7,6',7'-¹⁴C]カンタキサンチン濃度がサルの 1/100 であったとする知見からも明らかのように、カンタキサンチンの網膜又は眼球への分布には大きな種差が認められ、ヒト、サル及びげっ歯類の間でその濃度を比較すると、ヒトが最も高く、次いでサル、げっ歯類の順に高いことが示された。

これらのことより、添加物「カンタキサンチン」の網膜又は眼球に対する安全性を評価するにあたっては、種差に留意することが必要と考えられた。

4. 毒性

(1) 遺伝毒性

カンタキサンチンに関する遺伝毒性の試験成績は、表 1 のとおりである。

表 1 カンタキサンチンに関する遺伝毒性の試験成績

指標	試験種類	試験対象	用量等	試験結果概要	参照
DNA 損傷	DNA 修復試験 (<i>in vitro</i> GLP 対応不明)	細菌 (<i>Bacillus subtilis</i> H17 及び M45、 <i>Escherichia coli</i> WP2B/r <i>hcr</i> ⁺ 及び WP2B/r <i>hcr</i> ⁻ 、W3110 及び P3478)	検体濃度 2,000 µg/disc より 2 倍希釈 10 段階	陰性	食品安全委員会 (2004) (参照 29)

	UDS 試験 (<i>in vitro</i> GLP 対応不明)	ラット肝初代培養細胞	記載が認められなかった。	陰性	JECFA (1990)、 EFSA (2010) の 引用 (Strobel (1986) (未公 表)) (参照 5、1 9)
遺伝子 突然変 異	復帰突然変 異試験 (<i>in vitro</i> GLP 対応不明)	細菌 (<i>Salmonella</i> <i>typhimurium</i> TA98、 TA100、TA1535、 TA1537、TA1538)、酵 母 (<i>Saccharomyces</i> <i>cerevisiae</i> D7)	記載が認められ なかった。	陰性	JECFA (1990)、 EFSA (2010) の 引用 (Chételat (1981、1986) (未公表)) (参照 5、19)
		細菌 (<i>S. typhimurium</i> TA98、TA100)	最高用量 4,000 µg/plate	陰性 (代謝活性化系 の有無に関わら ず)	食品安全委員会 (2004) (参照 2 9)
	6-チオグア ニン耐性を 指標とする 試験 (<i>in vitro</i> GLP 対応不明)	ほ乳類培養細胞 (V79)	記載が認められ なかった。	陰性 (代謝活性化系 存在下)	JECFA (1990)、 EFSA (2010) の 引用 (Strobel (1986) (未公 表)) (参照 5、1 9)
染色体 異常	染色体異常 試験 (<i>in vitro</i> GLP 非対 応)	ほ乳類培養細胞 (CHL/IU)	最高濃度 1.0 mg/mL (1.8 mM)、 代謝活性化系 非存在下での 24 時間及び 48 時間連続処理	陰性	林及び松岡 (1998) (参 照 42)
	小核試験 (<i>in vivo</i> GLP 対応不明)	マウス (各群雌雄 3 匹)	最高用量 222 mg/kg 体重 24 時間間隔で 2 回胃内挿管	陰性 EFSA は、 PCE/NCE 比が 確認されていな いこと、動物数が 少ないと等を 指摘	JECFA (1990)、 EFSA (2010) の 引用 (Gallandre (1980) (未公 表)) (参照 5、1 9)

以上より本委員会としては、カンタキサンチンには生体にとって特段問題となるような遺伝毒性はないと判断した。

(2) 急性毒性

カンタキサンチンを被験物質とした急性毒性に関する試験成績として以下のようない報告がある。

表 2 カンタキサンチン単回経口投与試験における LD₅₀

動物種・性別	LD ₅₀ (mg/kg 体重)	参照
マウス	>10,000	5、17、19 (JECFA (1988、1990)、EFSA (2010) の引用)
マウス	>2,500	29 (食品安全委員会 (2004) の引用)
ラット	>5,000	29 (食品安全委員会 (2004) の引用)

(3) 短期反復投与毒性

① ラット

a. ラット 13 週間経口投与試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Steiger & Buser (1982) (未公表)) GLP 不明)

非近交系ラット (各群雌雄各 10 匹) にカンタキサンチンを、表 3 のような投与群を設定して、13 週間混餌投与する試験が実施されている。

表 3 用量設定

第 1 試験	0 (無処置) 、 0 (プラセボ) 、 125、 250、 500、 1,000 mg/kg 体重/日
第 2 試験	0 (無処置) 、 0 (プラセボ) 、 2,000 mg/kg 体重/日

その結果、以下の所見が認められたとされている。血液学的検査、尿検査、眼科学的検査、器官機能検査及び病理組織学的検査において被験物質の投与に関連した影響は認められなかったとされている。

- 一般状態について、全投与群で赤色便が認められた。
- 体重について、2,000 mg/kg 体重/日群の雌でほぼ試験期間を通じた増加抑制が認められた。
- 血液生化学的検査において、500 mg/kg 体重/日投与群の雌以外の全投与群で血漿コレステロールの増加が見られたが、正常値の範囲内であった。
- 器官重量について、250 mg/kg 体重/日以上の投与群の雌で副腎絶対重量の用量相関的な減少、500 mg/kg 体重/日投与群の雄で副腎重量の減少、2,000 mg/kg 体重/日投与群の雄で肝絶対重量の減少、2,000 mg/kg 体重/日投与群の雌で肝絶対重量の減少が認められた。
- 剖検において、被験物質の投与に関連した異常は認められなかつたが、肝臓、脂肪組織、脾臓、小腸及び糞便に赤～橙色への変色が認められた。

EFSA は、全投与群で見られた臓器及び糞便の赤色化並びに血漿コレ

ステロール値の変化について、いずれも被験物質の投与に関連したものであるが有害影響ではないとしている。また、血液生化学的検査及び病理組織学的検査において肝障害を示唆する変化は認められなかつたと評価している。(参照 5、19)

本委員会としては、試験の詳細が不明であり、特に臓器相対重量の変化に関する情報がないため臓器重量の変化の毒性学的意義の有無を判断できないことから、本試験成績を評価に用いないこととした。

② マウス

a. マウス 13 週間経口投与試験 (EFSA (2010) で引用 (Steiger & Hummler (1981) (未公表)) GLP 不明)

非近交系マウス（各群雌雄各 10 匹）にカンタキサンチンを、表 4 のような投与群を設定して、13 週間混餌投与する試験が実施されている。

表 4 用量設定

第 1 試験	0 (無処置) 、 0 (プラセボ) 、 125、 250、 500、 1,000 mg/kg 体重/日
第 2 試験	0 (無処置) 、 0 (プラセボ) 、 2,000 mg/kg 体重/日

その結果、以下のような所見が認められたとされている。

- ・ 一般状態について、全投与群で赤色便が認められた。
- ・ 体重について、125 mg/kg 体重/日投与群の雄、1,000 mg/kg 体重/日以上の投与群の雄及び 2,000 mg/kg 体重/日投与群の雌でほぼ投与期間を通じた増加抑制が認められた。Steiger & Hummler は一部の動物について、体重増加抑制は摂餌量低下と関連するものとしている。
- ・ 器官重量について、1,000 mg/kg 体重/日以上の投与群でいくつかの臓器の絶対重量の減少が認められた。Steiger & Hummler は、臓器の絶対重量の減少は体重の増加抑制と関連するものとしている。EFSA は、臓器重量の減少について統計学的分析結果及び相対重量データが報告されていないと指摘している。
- ・ 剖検において、全投与群で肝臓、脂肪組織及び脾臓に橙～黄色への変色が見られた。1,000 mg/kg 体重/日以上の投与群についての病理組織学的検査においては、被験物質の投与に関連した病変は認められなかつた。EFSA は、全投与群で見られた臓器及び脂肪組織の橙～黄色への変色について被験物質の投与に関連したものであるが有害影響ではなく、また、1,000 mg/kg 体重/日以上の投与群で見ら

れた臓器絶対重量の低値について低体重に関連したものと評価している。(参照 5)

本委員会としては、試験の詳細が不明であり、特に臓器相対重量の変化に関する情報がないため臓器重量の変化の毒性学的意義の有無を判断できないことから、本試験成績を評価に用いないこととした。

③ イヌ

a. イヌ 4 週間経口投与試験 (EFSA (2010) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) GLP 不明)

イヌ 2 匹にカンタキサンチンを、表 5 のような投与群を設定して、4 週間反復経口投与する試験が実施されている。

表 5 用量設定

用量設定	4,000 mg/イヌ/日
(mg/kg 体重/日として換算)	370 mg/kg 体重/日

その結果、以下のような所見が認められたとされている。一般状態について問題は認められなかったとされている。

- 病理組織学的検査において、精子形成の減少が認められた。(参照 5)。

本委員会としては、対照群が設定されていないため、本試験成績を評価に用いないこととした。

b. イヌ 15 週間経口投与試験 (JECFA (1988)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) GLP 不明)

イヌ (各群雌雄各 3 匹) にカンタキサンチンを、表 6 のような投与群を設定して、15 週間反復経口投与する試験が実施されている。

表 6 用量設定

用量設定	0、1,000、4,000 mg/動物/日
(mg/kg 体重/日として換算)	0、94、377 mg/kg 体重/日

その結果、一般状態、体重、血液学的検査、肝・腎機能検査及び病理組織学的検査の結果は正常値の範囲内又は被験物質の投与に関連した影響は認められなかったとされている。(参照 5、17)

食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書(2004)において本試験における NOAEL を最高用量である 4,000 mg/動物/日と判断している。(参照 29)

本委員会としても、2004 年の食品安全委員会の評価結果を是認することが適當であると考えた。

c. イヌ 13 週間経口投与試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Chesterman ら (1979)、Buser & Hummler (1980) (未公表)) GLP 不明)

ビーグル犬(各群雌雄各 3 匹)にカンタキサンチンを、表 7 のような投与群を設定して、13 週間混餌投与する試験が実施されている。

表 7 用量設定

用量設定	0、250、500 mg/kg 体重/日
------	----------------------

その結果、以下のような所見が認められたとされている。体重、摂餌量、摂水量、眼科学的検査、器官重量及び病理組織学的検査において被験物質の投与に関連した影響は認められなかったとされている。

- 一般状態について、脚、鼻口部、腹部脂肪及び糞便の赤～橙色への変色が認められた。(参照 5、19)

EFSA は、本試験における NOAEL を 500 mg/kg 体重/日と判断している。(参照 5)

本委員会としても、本試験における NOAEL を本試験の最高用量である 500 mg/kg 体重/日と判断した。

(4) 長期反復投与毒性(眼毒性を除く)

カンタキサンチンを被験物質とした長期反復投与毒性に関する試験成績として以下のようない報告がある。なお、重要なエンドポイントと考えられる眼毒性を確認している試験については、別途「(5) 長期反復投与毒性(眼毒性)」にまとめている。

① サル

a. サル 3 年間経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buser ら (1993、1994) (未公表)) GLP 不明) (再掲)

上述 (p18) の試験の結果、各投与群で認められた毒性所見は表 8 のとおりである。体重、摂餌量、血液学的検査、血液生化学的検査、心機能検査及び器官重量について被験物質の投与に関連した影響は認められなかつたとされている。

表 8 毒性所見

投与群	毒性所見
1.8 mg/kg 体重/日以上	凍結肝臓切片中に偏光顕微鏡下で複屈折を呈する濃橙～赤色色素の内包物が見られたが、肝脂質含量との相関性は認められなかつたとされている。

なお、以下の所見については毒性と判断しなかつた。

- 0.2、0.6 及び 1.8 mg/kg 体重/日投与群の各 1 匹が途中切迫殺され、200 mg/kg 体重/日投与群の 2 匹が肺炎のため途中死亡したが、当該死亡は被験物質の投与に関連したものではなかつた。
- 一般状態について、被験物質の投与に関連した有害影響は認められなかつたが、5.4 mg/kg 体重/日以上の投与群で投与 1～2 週から皮膚の赤色化及び赤色便が認められた。皮膚の赤色化は 1.8 mg/kg 体重/日投与群の一部にも投与開始 1 年後より認められた。
- 剖検において全投与群で消化管粘膜並びに脂肪組織及び結合組織の橙～赤色への変色が認められた。
- 病理組織学的検査において、唾液腺、肺、心臓、肝臓、脾臓、腎臓及び脳に白血球及びリンパ球の小増殖巣、リンパ球の凝集又は軽微な炎症性病変が見られ、腸管内で肉芽腫が認められたが、背景データの範囲内であった。

Buser らは、高用量群で認められた肝臓中の結晶性内包物について、化学分析の結果カンタキサンチンに関連したものであると判明した⁽¹⁰⁾としているが、肝臓生理学的機能及び形態に悪影響を及ぼすような兆候は認められなかつたことを指摘している。(参照 5、 21、 29)

¹⁰ 化学分析の方法等の詳細については不明である。

本委員会としては、1.8 mg/kg 体重/日以上の投与群で凍結肝臓切片中に偏光顕微鏡下で認められた色素の内包物について、詳細が不明ながら、毒性と考えることが適切であることから、本試験における眼毒性以外の毒性に係る NOAEL を 0.6 mg/kg 体重/日と判断した。本試験で認められた眼毒性については、後述の「(5) 長期反復投与毒性（眼毒性）」にて詳細を記載することとする。

② ラット

a. ラット 93～98 週間反復投与毒性/発がん性/出生前発生毒性併合試験 (JECFA (1988、1990)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) GLP 不明)

Wistar ラット (各群雌雄各 25 匹) にカンタキサンチンを、表 9 のような投与群を設定して、93～98 週間混餌投与する試験が実施されている。

表 9 用量設定

用量設定	0、0.5、2、5%
(mg/kg 体重/日として換算)	0、325、1,250、3,200 mg/kg 体重/日

その結果、以下のような所見が認められたとされている。血液学的検査、血液生化学的検査及び病理組織学的検査において被験物質の投与に関連した影響は認められなかったとされている。

- ・ 体脂肪の黄～橙色化及び肝臓の暗色化が認められた。(参照 5、17、19)

食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書 (2004)において、本試験における NOAEL を本試験の最高用量である 5% (3,200 mg/kg 体重/日) と判断している。(参照 29)

本委員会としては、2004 年の食品安全委員会の評価結果を是認することが適當と考えた。

b. ラット 52、72、78、104 週間経口投与試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) の引用 (Rose ら (1988) 及び Buser & Banken (1988)) (未公表)) GLP 不明)

離乳 SD ラット (各群雌雄各 70 匹) にカンタキサンチンを、表 10-1 のような投与群を設定して、52、72、78 又は 104 週間混餌投与し、78

週目投与群については、投与終了後に各群雌雄各 10 匹を最長 16 週間(雄)又は 20 週間(雌)休薬する試験が実施されている。

表 10-1 用量設定

用量設定	0 (無処置)、0 (プラセボ)、250、500、1,000 mg/kg 体重/日
------	---

その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 10-2 のとおりである。血液学的検査、尿検査及び眼科学的検査において被験物質の投与に関連した影響は認められなかったとされている。

表 10-2 毒性所見

投与群	雄	雌
250 mg/kg 体重/日 以上	-	アルカリホスファターゼ、AST、ALT、コレステロール、γ-GTP 及びビリルビンの用量相関性のある増加
	-	好酸性肝細胞巣及び肝細胞空胞化並びに胆管過形成及び囊胞状胆管 胆管線維症及び泡沫細胞化したマクロファージ
肝細胞の肥大及び褐色色素沈着		

なお、以下の所見については毒性と判断しなかった。

- 死亡率について、全投与群で低下が認められた。EFSA は、健康状態の良好化によるものとしている。
- 一般状態については、被毛及び皮膚並びに糞便の赤色への変色以外に変化は認められなかった。
- 体重について、投与群の雌で増加抑制が見られたが、用量依存性が認められず、休薬期間中に回復した。
- 摂餌量及び摂水量については、プラセボ対照群及び全投与群で減少が認められ、雄では目標量の約 90 %、雌では 100~101 % であった。JECFA は、この摂餌量低下を伴う体重増加抑制について、被験物質の投与による影響ではなく、餌の素材による影響としている。
- 器官重量について、全投与群の雌で肝重量の増加が認められた。
- 剖検において、全投与群で肝臓、腸管内容物、皮膚、被毛、皮下組織、脂肪組織及び四肢の橙色への変色が認められた。

以上より Buser & Banken は、投与群の雌のみで認められた胆管線維症の用量相関性のある増加を根拠として、本試験における LOAEL を 250 mg/kg 体重/日と評価している。(参照 5、19)

JECFA は、本試験成績からカンタキサンチンの標的器官は眼及び肝臓であり、肝臓で認められた生化学的及び形態学的な変化を踏まえると本試験における雌動物に係る NOAEL を判断することはできないとしている。(参照 19)

本委員会としては、本試験における LOAEL を 250 mg/kg 体重/日と判断した。ただし、本試験は最低用量を含めた用量設定が高く、他に適切な用量設定が行われている試験成績があることを勘案し、本試験成績を評価に用いないこととした。

c. ラット 52、78、104 週間経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buser (1992a) (未公表)) GLP 不明)

SD ラット (各群雄 50 匹) にカンタキサンチンを、表 11-1 のような投与群を設定して、52、78 又は 104 週間混餌投与する試験が実施されている。

表 11-1 用量設定

用量設定	0 (無処置) 、 0 (プラセボ) 、 5、 25、 75、 250 mg/kg 体重/日
------	--

その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 11-2 のとおりである。生存率、摂餌量、血液学的検査、眼科学的検査、尿検査及び器官重量について被験物質の投与に関連した影響は認められなかったとされている。

表 11-2 毒性所見

投与群	毒性所見
75 mg/kg 体重/日以上	肝細胞の肥大、すり硝子変性及び空胞化 びまん性の脂肪化沈着の発生率の増加又は程度の増強 (いずれも休薬期間中に概ね回復)

なお、以下の所見については毒性と判断しなかった。

- 一般状態について、25 mg/kg 体重/日以上の投与群で被毛及び尾部の進行性の赤色化が認められた。
- 体重について、25 mg/kg 体重/日以上の投与群で投与初期（投与開始後 17 週間）に僅かな增加抑制が認められた。
- 血液生化学的検査において、75 mg/kg 体重/日以上の投与群でアルカリホスファターゼ活性の軽度の上昇、250 mg/kg 体重/日投与群

で血漿コレステロール値の僅かな高値が見られた。

- 剖検において、全投与群で消化管の橙～赤色化並びに皮下組織及び脂肪組織の橙色化、25 mg/kg 体重/日以上の投与群で肝臓の変色が認められた。
- 病理組織学的検査において、25 mg/kg 体重/日以上の投与群で偏光顕微鏡下で複屈折を呈する肝細胞内の橙～褐色色素の出現が認められた。

以上より Buser は、25 mg/kg 体重/日以下のカンタキサンチンが雄の耐容量であるとしている。(参照 5、21、29)

JECFA は、75 mg/kg 体重/日以上の投与群で認められた肝細胞への影響を根拠に本試験における NOEL を 25 mg/kg 体重/日と評価している。(参照 21)

本委員会としては、本試験における NOAEL を 25 mg/kg 体重/日と判断した。

d. ラット 52、78、104 週間経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buser (1992b) (未公表)) GLP 不明)

SD ラット (各群雌 80～105 匹) にカンタキサンチンを、表 12-1 のような投与群を設定して、52、78 又は 104 週間混餌投与し、52 及び 78 週目の投与群については投与後に 25 及び 75 mg/kg 体重/日投与群の雌 10 及び 15 匹を 26 週間の休薬期間を設けた後にと殺する試験が実施されている。

表 12-1 用量設定

用量設定	0 (無処置)、0 (プラセボ)、5、25、75、250 mg/kg 体重/日
------	---

その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 12-2 のとおりである。生存率、摂餌量、血液学的検査及び眼科学的検査において被験物質の投与に関連した影響は認められなかったとされている。

表 12-2 毒性所見

投与群	毒性所見
75 mg/kg 体重/日以上	肝細胞の肥大、すり硝子変性及び空胞化 びまん性の脂肪化沈着の発生率の増加又は程度の増強 (休薬期間中に概ね回復)
25 mg/kg 体重/日以上	肝細胞空胞化 (対照群でも確認、休薬期間中に概ね回復)

なお、以下の所見については毒性と判断しなかった。

- 一般状態について、25 mg/kg 体重/日以上の投与群で被毛及び尾部の赤色化が見られたが、当該変色は休薬期間中に減少した。
- 体重について、250 mg/kg 体重/日投与群で増加抑制が認められたが、休薬期間中に回復した。
- 血液生化学的検査において、25 mg/kg 体重/日以上の投与群で血漿コレステロール値の増加が認められたが、休薬期間中に概ね回復した。
- 器官重量について、75 mg/kg 体重/日以上の投与群の雌で肝相対重量の増加が認められたが、休薬期間を設けた投与群では対照群との間に差が認められなかった。
- 剖検において、皮膚、皮下組織及び脂肪組織の橙色化が、休薬期間を設けたものも含め全投与群で見られた。
- 病理組織学的検査において、25 mg/kg 体重/日以上の投与群で偏光顕微鏡下で複屈折を呈する肝細胞内の橙～褐色色素が認められた。

Buser は、75 mg/kg 体重/日以上の投与群で認められた肝臓の変化の可逆性及び 25 mg/kg 体重/日投与群で見られた一貫性のない限定的かつ軽微な肝臓所見を基に、本試験における NOEL を 5 mg/kg 体重/日と判断している。(参照 5、21)

JECFA は、25 mg/kg 体重/日以上の投与群で認められた肝細胞への影響を根拠に本試験における NOEL を 5 mg/kg 体重/日と評価している。
(参照 21)

食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書(2004)において本試験における NOAEL を 5 mg/kg 体重/日と判断している。
(参照 29)

本委員会としても、JECFA 及び 2004 年の食品安全委員会の評価結果を是認することが適当であると考えた。

e. ラット 52、78、104 週間経口投与試験のレビュー (JECFA (1996) で引用 (Buser (1994) (未公表)) GLP 不明)

上記の雄ラットを用いた長期試験 (Buser ら (1992a)) 及び雌ラットを用いた長期試験 (Buser ら (1992b)) で 1.5 及び 1.75 年間の高用量反復経口投与後に観察された変化のほとんどは 0.25 年間の休薬期間で回復しており、非可逆性の変化はないことから、雌雄ラットの肝臓への影響は適応によるものであると結論されている。(参照 21)

本委員会としては、可逆性の変化であることのみをもって直ちにotoxicological 的意義がないと判断できないことから、上記の雄ラットを用いた長期試験 (Buser ら (1992a)) 及び雌ラットを用いた長期試験 (Buser ら (1992b)) に対する NOAEL (雄で 25 mg/kg 体重/日、雌で 5 mg/kg 体重/日) を変更すべきでないと判断した。

③ マウス

a. マウス 80 週間経口投与試験 (JECFA (1988、1990) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) GLP 不明)

マウスにカンタキサンチンを、表 13 のような投与群を設定して、80 週間投与する試験が実施されている。

表 13 用量設定

用量設定	0、250、500、1,000 mg/kg 体重/日
------	----------------------------

その結果、被験物質の投与に関連した全身性の毒性の兆候は認められなかつたとされている。(参照 17、19)

本委員会としては、本試験における NOAEL を本試験の最高用量である 1,000 mg/kg 体重/日と判断した。

b. マウス 52、90、98 週間経口投与試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Rose ら (1987)、Buser (1987a)) (未公表)) GLP 不明)

約 4 週齢の CD-1 マウス (各群雌雄各 60 囗) にカンタキサンチンを、表 14-1 のような投与群を設定して、52、90 (雄のみ) 又は 98 (雌のみ) 週間混餌投与する試験が実施されている。

表 14-1 用量設定

用量設定	0 (無処置)、0 (プラセボ)、250、500、1,000 mg/kg 体重/日
------	---

その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 14-2 のとおりである。生存率、摂餌量、血液学的検査、眼科学的検査及び器官絶対重量について被験物質の投与に関連した変化は認められなかつたとされている。

表 14-2 毒性所見

投与群	毒性所見
250 mg/kg 体重/日 以上	肝類洞細胞の脂肪顆粒が用量依存的に認められたほか、マクロファージ、肝細胞の一部及び類洞細胞に橙～褐色色素

なお、以下の所見については毒性と判断しなかつた。

- ・ 一般状態については、糞便、被毛及び皮膚に赤色化が見られたほか、異常は認められなかつた。
- ・ 体重について、全投与群で用量相関性のある増加抑制傾向が見られ、1,000 mg/kg 体重/日投与群の雄で 52～91 週に、雌で 1～52 週に有意な増加抑制が認められた。
- ・ 血液生化学的検査において、52 週にのみ全投与群で血中コレステロールの増加が認められたが、用量依存性は認められなかつた。
- ・ 剖検において、被毛、皮膚、皮下組織、脂肪組織及び消化管内容物の橙色への変色のほか、被験物質の投与に関連した変化は認められなかつた。

Buser は、1,000 mg/kg 体重/日までのカンタキサンチンはマウスに毒性学的な影響を及ぼさないとしている。

EFSA は、1,000 mg/kg 体重/日投与群で体重が低下し、250 mg/kg 体重/日以上の投与群で肝の組織学的变化を伴つて血中コレステロール値が増加したことを指摘している。(参照 5、19)

本委員会としては、本試験における LOAEL を 250 mg/kg 体重/日と判断した。ただし、本試験は最低用量を含めた用量設定が高く、他に適切な用量設定が行われている試験成績があることを勘案し、本試験成績を評価に用いないこととした。

④ イヌ

a. イヌ 52 週間経口投与試験 (JECFA (1988, 1990) で引用 (Hoffmann-La Roche (1986) (未公表)) GLP 不明)

イヌにカンタキサンチンを、表 15 のような投与群を設定して、52 週間反復経口投与する試験が実施されている。

表 15 用量設定

用量設定	0、50、100、250 mg/kg 体重/日
------	-------------------------

その結果、被験物質の投与に関連した有害影響は認められなかつたとされている。(参照 17、19)

本委員会としては、本試験における NOAEL を本試験の最高用量である 250 mg/kg 体重/日と判断した。

b. イヌ 52 週間経口投与試験 (JECFA(1990)、EFSA(2010)で引用 (Harling ら (1987) (未公表)) GLP 不明)

ビーグル犬 (各群雌雄各 4 匹) にカンタキサンチンを、表 16 のような投与群を設定して、52 週間混餌投与する試験が実施されている。

表 16 用量設定

用量設定	0 (無処置)、0 (プラセボ)、50、100、250 mg/kg 体重/日
------	--

その結果、以下のような所見が認められたとされている。試験期間中に死亡した動物はなく、一般状態、体重、摂餌量、血液学的検査、尿検査、眼科学的検査及び器官重量について被験物質の投与に関連した有害影響は認められなかつたとされている。

- ・ 血液生化学的検査において、いくつかのパラメータについて被験物質の投与による影響が認められたが、用量依存性は認められず、おおむね生理学的変動の範囲内の変化であった。
- ・ 剖検において、被毛、脂肪組織等の赤色化が認められた。
- ・ 病理組織学的検査において、50 mg/kg 体重/日投与群の雌 1 匹及び 100 mg/kg 体重/日投与群の雄 1 匹で小葉中間帯の肝細胞及び一部の Kupffer 細胞に暗色色素の沈着が中等度に認められたが、対照群及び全投与群のその他の動物にそのような色素沈着は認められなかつた。(参照 5、19)

EFSA は、本試験における NOAEL は本試験の最高用量である 250 mg/kg 体重/日と評価している。(参照 5)

本委員会としても、本試験における NOAEL を本試験の最高用量である 250 mg/kg 体重/日と判断した。

(5) 長期反復投与毒性（眼毒性）

① サル

- a. サル 40 か月間経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010) で引用 (Harnois ら (1990)、Schalch (1990) (未公表)) GLP 不明) カニクイザル (対照群 1 匹、投与群各疾患 1 匹) に緑内障、静脈血栓症、汎網膜光凝固を誘発させ、カンタキサンチンを、表 17-1 のような投与群を設定して、40 か月間混餌投与する試験が実施されている。

表 17-1 用量設定

用量設定	0、11 mg/kg 体重/日
投与合計量	0、34.5 g

その結果、以下のような所見が認められたとされている。

- ・ 眼科学的検査において、緑内障を誘発させた動物の眼において少数の網膜結晶性沈着物が観察されたほかは、沈着物は認められなかった。
- ・ 病理組織学的検査において、投与群の全動物で網膜に直径 0.1~1 μm 程度の沈着物が認められたが、細胞内の局在については明らかでなく、沈着物による細胞毒性は特に認められなかった。Harnois らは、沈着物の直径がヒトと比べて小さかったことが、眼科学的検査において網膜内結晶性沈着物を観察することができなかつた原因と考察している。(参照 5、21)

本委員会としては、本試験は通常のプロトコールによる毒性試験ではなく、NOAEL の判断をすることが適切でないと考えた。

- b. サルの最長 3 年間経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010))、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buser ら (1993、1994) (未公表)) GLP 不明) (再掲)
1~3 歳のカニクイザルにカンタキサンチンを、表 18-1 のような投与

群を設定して強制経口投与（胃内挿管）する試験が実施されている。

表 18-1 用量設定

第1試験 (各群雌雄各4~11匹、 3年間)	0(無処置)、0(プラセボ)、0.2、0.6、1.8、 5.4、16、49* mg/kg 体重/日
第2試験 (各群雌雄各2~4匹、 2年間)	0(植物油)、200、500、1,000* mg/kg 体重/日

*投与最終年1年間に、49、1,000 mg/kg 体重/日投与群の雌雄各1匹の片眼にレーザー処理

その結果、各投与群で認められた眼毒性の所見は、表 18-2 のとおりである。

表 18-2 毒性所見

投与群	毒性所見
200 mg/kg 体重/ 日以上	18匹のうち8匹で網膜の中心から辺縁部にわたって灯光を 反射する单一又は複数のスポット (網膜電図検査における障害なし)
49 mg/kg 体重/日	レーザー処理個体2匹のうちの1匹で網膜の中心から辺縁 部にわたって灯光を反射する单一又は複数のスポット (網膜電図検査*における障害なし)
0.6 mg/kg 体重/日 以上	網膜全体標本及び凍結切片の鏡検において、偏光顕微鏡下 で複屈折を呈する様々な形態の内包物

* 通常の網膜電図検査では、沈着物の部位及びその周囲等、局所での網膜機能障害の判定はできないことに留意が必要である。

なお、0.6 mg/kg 体重/日以上の投与群で認められた内包物については、網膜辺縁部で認められ、さらに49 mg/kg 体重/日以上の投与群では網膜中心部でも認められたとされている。

この内包物は偏光を強く反射し、その大きさは6 μm未満であり、用量に応じて大きな内包物の割合が増加したとされている。内包物の密度は鋸状縁から1~8 mm遠位の部位で減少したとされている。16 mg/kg 体重/日以上の投与群では、内包物は網膜辺縁部でより高密度となり、より遠位まで見られるようになったとされている。

内包物は網膜の内側（例：神経細胞層（おそらくアマクリン細胞にも）及び神経線維層、内網状層並びに内顆粒層）で多く、外網状層では少なく、外顆粒層、杆状体／錐状体層及び色素上皮部では認められなかつたとされている。

JECFA は、化学分析の結果、内包物はカンタキサンチンに関連したものであると判明した⁽¹⁰⁾が、眼の生理学的機能及び形態に悪影響を及ぼすような兆候は認められなかつたとされている。

また、黄斑中のルテイン及びゼアキサンチン⁽¹¹⁾濃度について、網膜中カンタキサンチン濃度との相関は認められず、カンタキサンチンの投与は黄斑中のルテイン及びゼアキサンチン濃度に影響を及ぼさないと推定されている。

JECFA は、本試験における NOEL を 0.2 mg/kg 体重/日と判断している。EFSA は、本試験について、JECFA が NOEL を判断したのに対し NOAEL を 0.2 mg/kg 体重/日と評価している。食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書（2004）において、本試験における NOAEL を 0.2 mg/kg 体重/日と判断している。（参照 5、21、29）

JECFA は、0.6 mg/kg 体重/日以上投与群で認められた内包物が眼の生理学的機能及び形態に悪影響を及ぼすような兆候は認められなかつたとしているが、本委員会としては、0.6 mg/kg 体重/日以上投与群で認められた内包物について、網膜機能への影響は不明であるが機能への影響を及ぼす懸念が否定できないものとして毒性と判断し、NOAEL を 0.2 mg/kg 体重/日とする 2004 年の食品安全委員会の評価結果を是認することが適当であると考えた。

c. サル 2.5、3、4.5 年間経口投与試験 (Goralczyk ら (2000) (EFSA (2010) で引用) GLP 対応)

カニクイザルにカンタキサンチンを、表 19-1 のような投与群を設定して、それぞれ反復経口投与する試験が実施されている。

表 19-1 群設定

試験	匹数	投与期間	用量設定
①	対照群 8 匹、各投与群雌雄各 4 匹	2.5 年間	0 (プラセボ)、5.4、16.2、48.6 mg/kg 体重/日

¹¹ ルテイン及びゼアキサンチンは、ヒト網膜黄斑部に存在する生理的物質である。

②	対照群 6 匹、各投与群雌雄各 4 匹	3 年間	0 (プラセボ) 、 0.2、 0.6、 1.8 mg/kg 体重/日
③	対照群 6 匹、各投与群雌雄各 4 匹	4.5 年間	0、 200、 500 mg/kg 体重/日

その結果、各投与群で認められた眼毒性の所見は表 19-2 のとおりである。

表 19-2 毒性所見

投与群	毒性所見
200 mg/kg 体重/日以上	網膜辺縁部に結晶性沈着物 (網膜電図検査において視覚機能に異常は認められなかつた。)
0.6 mg/kg 体重/日以上	鏡検において網膜辺縁部又は黄斑に網膜結晶性沈着物 用量依存的 (0.6~16.2 mg/kg 体重/日) な発生率の増加

網膜、肝臓及び血漿中カンタキサンチン濃度は投与 3 か月後に最高に達し、用量依存的に増加したとされている。

網膜辺縁部においては被験物質がほとんどそのまま存在していたが、黄斑においては 4'-ヒドロキシエチネノン⁽⁸⁾が主たる代謝物として存在していたとされている。なお、カンタキサンチンの投与により網膜中ルテイン及びゼアキサンチン濃度に変化は認められなかったとされている。

以上より Goralczyk らは、網膜結晶性沈着物の生成に係る閾値を 0.6 mg/kg 体重/日以上としている。(参照 5、 40)

本委員会としては、網膜結晶性沈着物の生成を被験物質に関係した変化と考え、本試験における NOAEL を 0.2 mg/kg 体重/日と判断した。

② ウサギ

a. ウサギ 10 か月間経口投与試験 (JECFA (1990)、 EFSA (2010) で引用 (Weber ら (1987a、 1987b) 原著論文未確認) GLP 不明)

チンチラウサギ交雑種にカンタキサンチンを、表 20 のような投与群を設定して、10 か月間混餌投与する試験が実施されている。

表 20 群設定

群	用量設定
①	カンタキサンチン

	(約 200 ppm ; 約 6 mg/kg 体重/日 : 投与量約 8 g)
②	カンタキサンチン+β-カロテン (約 200 ppm ; 約 6 mg/kg 体重/日 : β-カロテンを含め投与量合計約 11 g)

その結果、以下のような所見が認められたとされている。

- ・ カンタキサンチン単独投与群で 1 匹に網膜脈絡膜欠損が認められ、当該欠損は投与の継続により増加した。
- ・ 網膜電図検査においては、カンタキサンチン単独投与群及び β-カロテン併用群で暗順応 a 波及び b 波の振幅が、投与開始後しばらく（投与量合計が 1 g となった時点まで）は正常値であったが、投与量合計が 5 g となった時点から減少し、さらに最高反応時間が著しく延長した。
- ・ 組織学的検査においては、全投与群で網膜の厚さの減少が見られ、カンタキサンチン単独投与群で視細胞内節内にスポット状の変性及び内包物の存在が認められたが、結晶生成は認められなかった。

JECFA は、靈長類に特異的に認められるカンタキサンチン網膜変性症について、本試験によって網膜電図による機能的変化も含めて靈長類以外の動物種（ウサギ）で再現できた点を指摘している。

EFSA は、カンタキサンチン投与による網膜結晶性沈着物生成に係る試験においてウサギはそれに適した動物種ではないことを指摘している。
(参照 5、19)

本委員会としては、本試験の結果、ウサギの網膜に結晶性沈着物の生成が認められなかったものの、網膜電図変化等の眼毒性が認められたものと判断したが、ウサギでは、一般的に網膜電図検査の意義が確立しておらず、さらに本試験は一用量によるものであることから、本試験に係る NOAEL の判断を行うことが適切でないと判断した。

③ ネコ

a. ネコ 6か月間経口投与試験 (Scallan ら (1988) (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用) GLP 不明)

推定 8 か月齢～1 歳のネコ（対照群 3 匹、各投与群 1 匹）にカンタキサンチンを、表 21-1 のような投与群を設定し、混餌投与する試験が実施されている。

表 21-1 群設定

群	用量設定、投与期間
①	2 mg/kg 体重/日、14 週間
②	4 mg/kg 体重/日、10 週間
③	8 mg/kg 体重/日、14 週間
④	16 mg/kg 体重/日、20 週間
⑤	16 mg/kg 体重/日、27 週間

その結果、各投与群で認められた眼毒性の所見は表 21-2 のとおりである。なお、網膜電図検査においては変化が認められなかつたとされている。

表 21-2 毒性所見

投与群	毒性所見
8 mg/kg 体重/日以上	病理組織学的検査において、ファゴリソームの肥大及び破裂等を原因とする網膜色素上皮部の細胞の背高の増大及び空胞化の増加（退行性変性）
4 mg/kg 体重/日以上	間接検眼鏡検査において、輝板 (tapetum lucidum) 上を覆うように網膜中に進行性の橙色光輝点 ⁽¹²⁾ （結晶生成は認められていない。）

EFSA (2010) の報告では、ネコはカンタキサンチン投与による網膜結晶性沈着物の生成を見る試験に適した動物モデルではないことを指摘している。（参照 5、19、43）

本委員会としては、本試験の結果、ネコに眼毒性が認められたものと判断したが、ネコはカンタキサンチン投与による網膜結晶性沈着物の生成を見る試験に適した動物モデルではないとの EFSA の指摘に同意するとともに、本試験の詳細が不明であり、NOAEL の判断を行うことが適切でないと考えた。

④ フェレット

a. フェレット 12 か月間経口投与試験 (JECFA (1996) で引用 (Schiedt ら (1992)) (未公表)) GLP 不明)

フェレットにカンタキサンチン (50 mg/kg 体重/日) を 12 か月間投与

¹² 輝板は、光の反射機能を持ち、網膜外層の脈絡膜に分布している。光輝点が認められた（明るさが上がった）場合、網膜に器質的変化があつたものと考えられる。

する試験を実施しており、網膜中にカンタキサンチンの蓄積は認められなかつたとされている。(参照 21)

本委員会としては、本試験の結果、眼毒性が認められなかつたものと判断した。

b. フェレット 12 か月間経口投与試験 (JECFA (1996)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Barker & Fox (1992) (未公表)) GLP 不明)

上述 (p26) の Fox ら (1992) (未公表) の試験と同様の群設定でフェレットにカンタキサンチンを 12 か月間投与する試験が実施されている。

その結果、網膜電図検査において、群内個体差が大きかつたが、対照群と投与群との間に差は認められなかつたとされている。(参照 21)

本委員会としては、本試験の結果、眼毒性が認められなかつたものと判断した。

c. フェレット 24 か月間経口投与試験 (JECFA (1996) で引用 (Goralczyk (1993) (未公表)) GLP 不明)

フェレットにカンタキサンチン (50 mg/kg 体重/日) を 24 か月間投与する試験が実施されている。

その結果、網膜 (色素上皮部を含む。)、脈絡膜及び虹彩のいずれにおいても結晶性沈着物は認められなかつたとされている。以上より Goralczyk は、フェレットはカンタキサンチン投与による網膜結晶性沈着物の生成を見る試験にはあまり適していない動物モデルであるとしている。(参照 21)

本委員会としては、本試験の結果、眼毒性が認められなかつたものと判断した。

⑤ ラット、マウス

ラット、マウスによる長期反復投与毒性試験において、眼毒性は認められていない。

⑥ まとめ

長期反復投与毒性試験において、サル、ウサギ、ネコ等による試験成績

を検討した。

このうち、サルでは、網膜に被験物質の投与に関連して結晶性沈着物の生成が確認されたとされている。ウサギでは、網膜電図の変化が認められたとされているが、一般的にウサギにおける網膜電図検査の意義が確立していないことに留意が必要である。ネコでは、網膜の変性等の眼毒性が確認されたが、NOAEL の判断を行うことは適切でないと考えた。フェレット、ラット及びマウスでは、眼毒性が認められなかった。

本委員会としては、以上を検討し、眼毒性に係る NOAEL を Buser (1993, 1994) によるサルの最長 3 年間試験成績及び Goralczyk ら (2000) によるサルの 3.5~4.5 年間試験成績に基づき、0.2 mg/kg 体重/日と判断した。

(6) 発がん性

① ラット

a. ラット 93~98 週間反復投与毒性/発がん性/出生前発生毒性併合試験 (JECFA (1988)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) GLP 不明) (再掲)

上述 (p36) の試験の結果、腫瘍発生率の増加は認められなかつたとされている。

食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書 (2004)において、本試験で発がん性は認められないと判断している。(参照 5、17、29)

本委員会としても、2004 年の食品安全委員会の評価結果を是認するこ^トが適當であると考えた。

b. ラット 52、72、78、104 週間経口投与試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) (Rose ら (1988) 及び Buser & Banken (1988) (未公表)) GLP 不明) (再掲)

上述 (p36) の試験の結果、全投与群の雌で肝細胞腺腫の発生率の増加が認められたが、用量相関性は認められなかつたとされている。その後、肝臓についての病理組織学的検査の結果の再評価がなされ、投与群の雌で肝細胞腺腫の発生率増加が確認されたが、雌雄とも肝臓で悪性腫瘍の発生増加は認められなかつたとの結論に変更されている。(参照 5、19)

本委員会としては、本試験において全投与群の雌で認められた肝細胞腺腫の発生率増加について、用量相関性が認められなかつたとされているが、詳細が不明であり発がん性について判断できないと考えた。

c. ラット DMH 併用大腸発がん試験 (Colacchio ら (1989) GLP 不明)

Holtzman ラット（各群雄 27 匹）にカンタキサンチンを、表 22 のような投与群を設定して、24 週間混餌投与する試験が実施されている。

表 22 用量設定

用量設定*	0 (プラセボ) 、 1%
(mg/kg 体重/日として換算)	0、 500 mg/kg 体重/日

*5 週目から大腸癌のイニシエーターである 1,2-ジメチルヒドラジン (DMH) (30 mg/kg 体重/週) を週 1 回、16 週間皮下投与している。

その結果、大腸腫瘍及び大腸癌の個体当たり発生個数が 1,2-ジメチルヒドラジン処置プラセボ対照群 (3.2 及び 3.0 個) に比べて 1,2-ジメチルヒドラジン処置投与群 (4.7 及び 4.4 個) で増加した ($p=0.018$ 及び 0.015) とされている。(参照 4 4)

本委員会としては、本試験で認められた大腸腫瘍及び大腸癌の発生率増加に鑑みると、カンタキサンチンには 1,2-ジメチルヒドラジンにより誘発された大腸癌を促進させる作用がある可能性はあるが、本試験が通常の二段階発がん試験のプロトコールにより実施された試験でなく、大腸癌の発生個数についても平均値のみで標準偏差の記載が無く、詳細が不明であることを踏まえると、本試験に基づくカンタキサンチンの発がんプロモーション作用について評価することが困難と考えた。

d. ラット 52、78、104 週間経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buser (1992a) (未公表)) GLP 不明) (再掲)

上述 (p38) の試験の結果、良性肝細胞腫瘍が 250 mg/kg 体重/日投与群で 2 個、悪性肝細胞腫瘍が無処置対照群及び 250 mg/kg 体重/日投与群で各 1 個見られたが、肝細胞腫瘍の発生率の増加は認められなかつたとされている。(参照 5、21)

食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書 (2004)において、本試験で発がん性は認められないと判断している。(参照 29)

本委員会としても、本被験物質に発がん性はないと判断した。

- e. ラット 52、78、104 週間経口投与試験 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buser (1992b) (未公表)) GLP 不明) (再掲)

上述 (p39) の試験の結果、良性肝細胞腫瘍が 5 mg/kg 体重/日投与群で 1 個、25 mg/kg 体重/日投与群で 3 個及び 75 mg/kg 体重/日投与群で 3 個、悪性肝細胞腫瘍がプラセボ対照群、5 mg/kg 体重/日投与群及び 75 mg/kg 体重/日投与群で各 1 個認められたが、肝細胞腫瘍の発生率の増加は認められなかったとされている。(参照 5、21、29)

本委員会としても、本被験物質に発がん性はないと判断した。

② マウス

- a. マウス 80 週間経口投与試験 (JECFA (1988、1990) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) GLP 不明) (再掲)

上述 (p36) の試験の結果、被験物質の投与に関連した腫瘍発生は認められなかったとされている。(参照 17、19)

本委員会としても、本被験物質に発がん性はないと判断した。

- b. マウス 52、90、98 週間試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Rose ら (1987)、Buser (1987a)) (未公表)) GLP 不明) (再掲)

上述 (p41) の試験の結果、腫瘍発生率及び各群の腫瘍発生個数合計に被験物質の投与に関連した変化は認められなかったとされている。(参照 5、19)

本委員会としても、本被験物質に発がん性はないと判断した。

(7) 生殖発生毒性

① ラット

- a. ラット二世代生殖毒性試験 (EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) GLP 不明)

Wistar ラット (各群雌雄各 20 匹) にカンタキサンチンを、表 23 のような投与群を設定して、2 年間混餌投与する二世代生殖毒性試験が実施されている。

表 23 用量設定

用量設定	0、0.1%
(mg/kg 体重/日として換算)	0、30～74 mg/kg 体重/日

その結果、生殖能力について被験物質の投与に関連した影響は認められなかったとされている。(参照 5)

食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書(2004)において、本試験における NOAEL を本試験の最高用量である 0.1% (50 mg/kg 体重/日相当) と判断し、生殖毒性は認められないものとしている。(参照 29)

本委員会としても、2004 年の食品安全委員会の評価結果を是認することが適当であると考えた。

b. ラット 93～98 週間反復投与毒性/発がん性/出生前発生毒性併合試験 (JECFA (1988、1990)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) GLP 不明) (再掲)

上述 (p36) の試験において、投与開始 6 か月後に各群雌雄の交配が実施されている。

その結果、同腹児数、離乳動物数並びに出生及び離乳時児動物体重に被験物質の投与に関連した影響は認められず、骨格検査において異常は認められなかったとされている。(参照 5 、 17 、 19)

食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書(2004)において、本試験では、催奇形性は認められないと判断している。(参照 29)。

本委員会としても、2004 年の食品安全委員会の評価結果を是認することが適当であると考えた。

c. ラット出生前発生毒性試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Kistler ら (1982) (未公表)) GLP 不明))

妊娠 FU アルビノラット(各群雌 40 匹)にカンタキサンチンを、表 24 のような投与群を設定して、妊娠 7～16 日に混餌投与し、妊娠 21 日に各群を剖検群及び哺育群に分け、(i) 剖検群については妊娠 21 日に帝王

切開し、(ii) 哺育群については自然分娩させ分娩後 23 日に児動物を剖検する試験が実施されている。

表 24 用量設定

用量設定	0、250、500、1,000 mg/kg 体重/日
------	----------------------------

その結果、被験物質の投与に関連した影響は認められなかつたとされている。(参照 5、19)

EFSA は、生殖行動、胚毒性及び催奇形性に係る NOAEL は本試験の最高用量である 1,000 mg/kg 体重/日と評価している。(参照 5)

本委員会としても、EFSA の評価結果を是認することが適当であると考えた。

d. ラット三世代生殖毒性試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Bottomley ら (1987)、Buser (1987b) (未公表)) GLP 不明)

雌雄ラットにカンタキサンチンを、表 25 のような投与群を設定して混餌投与し、各世代二産の児動物を得て、一産目の動物に投与を継続する試験が実施されている。

表 25 用量設定

用量設定	0 (無処置)、0 (プラセボ)、 250、500、1,000 mg/kg 体重/日
------	---

その結果、以下の所見が認められたとされている。交尾行動、妊娠期間、分娩及び哺育能力に被験物質の投与に関連した有害影響は認められなかつたとされている。

- 糞便、被毛、内臓諸器官及び脂肪組織の橙色又は赤色への変色、体重増加抑制傾向、摂餌量の減少、血中アルカリホスファターゼ、AST、ALT 及びコレステロールの増加、肝相対重量の増加、脾臓絶対重量の増加肝類洞の泡沫細胞増殖巣並びに肝細胞の空胞化が認められた。認められた変化の一部は、8 週間の休薬期間中に回復した。(参照 5、19)

本委員会としては、試験結果の詳細が不明であるため、本試験に係る NOAEL の判断はできないと考えた。

② ウサギ

a. ウサギ出生前発生毒性試験 (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Eckhardt (1982) (未公表)) GLP 不明)

交配済の Swiss 野ウサギ(各群雌 20 匹)にカンタキサンチンを、表 26 のような投与群を設定して、妊娠 7~19 日にかけて強制経口投与（胃内挿管）し、全母動物を妊娠 30 日に帝王切開する試験が実施されている。

表 26 用量設定

用量設定	0、100、200、400 mg/kg 体重/日
------	--------------------------

その結果、以下のように被験物質の投与に関連した変化は認められず、本試験においてカンタキサンチンに胚毒性及び催奇形性は認められなかったと結論されている。

- ・ 母動物の体重について、被験物質の投与に関連した変化は認められなかった。
- ・ 100 mg/kg 体重/日投与群で吸收胚数の軽度の増加が認められた。用量依存性が認められなかったことから、被験物質の投与に関連したものとはされていない。
- ・ 対照群を含む各群で少数の自然発生奇形が認められ、骨格異常は全投与群で対照群と同様の頻度であった。

(参照 5、19)

EFSA (2010) は、母体毒性及び発生毒性に係る NOAEL を本試験の最高用量である 400 mg/kg 体重/日としている。(参照 5)

本委員会としても、EFSA の評価結果を是認することが適当であると考えた。

(8) アレルゲン性

① モルモット皮膚感作性試験 (JECFA (1996) で引用 (Geleick & Klecak (1983) (未公表)) GLP 不明)

モルモットを用いた皮膚感作性試験が実施されている。

その結果、カンタキサンチンに感作性は認められなかったとされている。(参照 21)

(9) 一般薬理

① ラット 15 日間経口投与試験 (Astorgら (1994) (JECFA (1996)、SCF (1999)、EFSA (2010) で引用) GLP 不明)

Wistarラット(各群雄5匹)にカンタキサンチン(0、300 ppm; 0、15 mg/kg 体重/日相当)を15日間混餌投与する試験が実施されている。

その結果、肝臓中CYP濃度が増加し、CYPの中でも特にCYP1A1活性の誘導(対照群の約98倍)、第二相酵素群の中でも特にUGT1活性の誘導(対照群の約3.4倍)が認められたとされている。(参照5、21、27、45)

(10) その他

① ラット20週間経口投与試験(Bendich & Shapiro(1986)(JECFA(1990)、EFSA(2010)で引用) GLP不明)

Wistar Kyoto ラット(各群雄8匹)にカンタキサンチン(0、0.2%; 0、100 mg/kg 体重/日⁽⁷⁾)を20週間混餌投与した後にと殺し、摘出した脾臓についてT-リンパ球刺激物質(Con A若しくはPHA)又はB-リンパ球刺激物質(LPS)に対する応答を確認する試験が実施されている。

その結果、LPSに対する応答が対照群に比べて投与群で40%以上増加した($p<0.05$)とされている。Bendich & Shapiroは、本試験においてカンタキサンチン投与は免疫応答を促進したとしている。(参照5、17、46)

② ヒト単核球刺激試験(Prabhalaら(1989)(EFSA(2010)で引用) GLP不明)

健康なヒト男性11例の末梢血由来单核球にカンタキサンチン(0、0.01 μM)を加えて72時間インキュベートする*in vitro*試験が実施されている。

その結果、対照群に比べてカンタキサンチン群で单核球比率及び活性化関連マーカー(TFR、HLA-DR及びIL-2R)陽性比率の上昇が認められたとされている。(参照5、47)

EFSAは、本試験成績に生物学的意義はないと判断している。(参照5)

③ マウス経口投与/UV照射試験(Rybskiら(1991)(JECFA(1996)で引用) GLP不明)

5週齢のC3H/HeN雌マウス(UVB照射対照群50匹、同投与群55匹)にカンタキサンチン(0、1%; 0、1,500 mg/kg 体重/日⁽⁷⁾)を混餌投与し、投与後18週目から剃毛した背部にUVBを1日30分間、週5日、24週間照射することにより発生した皮膚腫瘍中の浸潤リンパ球を計測する試験が実施されている。

その結果、対照群に比べて、カンタキサンチン投与群でL3T4陽性T細

胞及び Lyt-2 陽性 T 細胞の数が減少した ($p<0.0001$) とされている。(参考 21、48)

5. ヒトにおける知見

カンタキサンチンについてのヒトにおける知見として以下のようない報告がある。なお評価要請者によれば、PubMed、TOXLINE 及び J-Dream II を用いて文献検索を行ったが、日本人のデータを入手することはできなかったとされている。(参考 2)

(1) 網膜への影響

① 網膜結晶性沈着物の生成に関する症例報告

a. 症例報告 (JECFA (1990) で引用)

Saraux & Laroche (1983)、Franco ら (1985)、Hennekes ら (1985)、McGuinness & Beaumont (1985) von Meyer ら (1985)、Philipp (1985)、Weber ら (1985a) 及び Weber & Goerz (1986) の各種症例報告を総合すると、カンタキサンチンの摂取量合計が 75~178 g/人の者の 50%に網膜結晶性沈着物が認められていたとされている。一方、カンタキサンチン摂取による網膜結晶性沈着物の生成について、7 年間に合計 132 g/人を摂取した 1 例で認められなかつたとする報告があるのに対し、6 年間に合計 67.5 g/人を摂取した 1 例や 4 か月間に合計 12~14 g/人を摂取した者で見られたとする報告があるなど大きな個人差が認められ、用量又は投与期間との間に明確な関係を見出すことはできなかつたとされている。(参考 19、49、50、51、52、53、54、55、56)

JECFA は、網膜結晶性沈着物の生成について、それに要したカンタキサンチン用量に大きな個人差が見られることから、その他のカロテノイド類との併用、年齢、高眼内圧、特に既存の網膜色素上皮部の障害等その他の要因があるのでないかと推定している。(参考 19)

b. 症例報告 (Cortin ら (1982) (JECFA (1990) で引用))

カンタキサンチン (60 mg/人/日) を 24 か月間服用していた症例で結晶性沈着物が黄斑部の陥凹の辺縁のみならず、中心小窩にも認められたとされている。(参考 19、57)

c. 症例報告 (Boudreault ら (1983)、Cortin ら (1984)、Ros ら (1985) (JECFA (1990) で引用))

カンタキサンチン (約 0.4~1.7 mg/kg 体重/日) を医療又は美容目的で 3 か月~数年間服用した症例において網膜変性症が認められ、一部の

症例において網膜内層に金色に輝く結晶（最大径 10~14 μm）が見られたとされている。（参照 19、58、59、60）

d. 症例報告（Raab ら（1985）（JECFA（1990）で引用））

カンタキサンチン（35 mg/人/日）及びβ-カロテン（25 mg/人/日）を最長 2 年間（平均 2~6 か月間）併用した症例 23 例の網膜に着色沈着物は認められなかったとされている。（参照 19、61）

e. 症例報告（JECFA（1988、1990）で引用（Hoffmann-La Roche（1986）（未公表）））

カンタキサンチンを服用した症例 253 例のうち 33 例（15%）に網膜結晶性沈着物が認められ、網膜結晶性沈着物が認められなかつた症例の年間カンタキサンチン服用量は中央値 5.3 g/人/年であったとされている。一方、色素沈着が認められた症例の年間カンタキサンチン服用量は中央値 14.4 g/人/年であり、最小値は 1 日 30 mg 未満を服用していた症例の 7 g/人/年であったとされている。（参照 17、19）

f. 症例報告（Daicker ら（1987）（JECFA（1988、1990）で引用）（再掲））

上述（p17）の症例において、網膜内層全体に偏光顕微鏡下で複屈折を呈する赤色結晶が見られ、特に網膜中心窩辺縁に多数の大きな結晶が肉眼観察されている。当該結晶はカンタキサンチンであり、リポたんぱく質との複合体として存在しているとされている。網膜中濃度は最高 42 μg/g（黄斑）であったとされている。当該結晶が存在する箇所のミユーラー支持細胞の内部には萎縮が見られたとされている。網膜以外の眼組織としては、毛様体においてカンタキサンチンが検出されたとされている。（参照 17、19、39）

g. 症例報告（Barker（1988）（JECFA（1990）で引用））

3 か月~14 年間にカンタキサンチンを合計 3.6~336 g 服用した 259 例のうち 92 例に、用量及び服用期間に明確な相関性のない網膜結晶性沈着物が見られたとされている。（参照 19、62）

h. 症例報告（Maille ら（1988）（JECFA（1990）で引用））

網膜結晶性沈着物が見られた者が服用したカンタキサンチンは合計 7.92~240 g であったとされている。一方、研究対象の大部分は服用量合計が 3.8~7.7 g であり、それらでは網膜変性症は認められなかつたとされている。（参照 19、63）

以上のとおり、カンタキサンチンを摂取したヒトにおける網膜結晶性沈着物の生成に係る報告が複数認められた。本委員会としては、Daicker ら (1987) の報告に基づき、当該症例で認められた結晶性沈着物はカンタキサンチンであると判断したが、これらの症例報告からは NOAEL の判断はできないと判断した。

② 網膜結晶性沈着物生成の可逆性に関する報告

a. 症例報告 (JECFA (1990) で引用)

Boudreault ら (1983)、Weber ら (1985a)、Goerz & Weber (1988)、Weber & Goerz (1986) 及び Lonn (1987) の報告においてカンタキサンチンの服用によって網膜結晶性沈着物を生じた症例を服用終了後最長 3 年間観察しても当該沈着物の減少は認められなかつたとされている。その一方、Malenfant ら (1988) の報告において平均 47 か月間のフォローアップの結果 9 例中 7 例の網膜結晶性沈着物が平均 67% 減少したとされていることから、網膜結晶性沈着物の可逆性について判断できなかつたとされている。(参照 19、64、65)

b. 症例報告 (JECFA (1990) で引用 (Harnois ら (1988) (未公表)))

カンタキサンチンの服用を中止した症例 9 例を 55 か月間観察したところ、網膜結晶性沈着物の個数は、服用中止 9 か月後の時点では有意な変化が認められなかつたが、服用中止 26 か月後の時点では有意な減少が認められたとされている。他方、服用中止 7 年後の時点でも当該沈着物は残っていたとされている。(参照 19)

c. コホート研究 (Leyon ら (1990) (JECFA (1996)、食品安全委員会 (2004) で引用))

カンタキサンチン及び β-カロテン配合製剤を最長 12 年間服用し、カンタキサンチンを最大で合計 178 g 服用した症例 53 例中、22 例の網膜内層に黄色沈着物が見られたとされている。当該 22 例のうち 14 例について服用中止 5 年後の時点で観察を行ったところ、両眼にそれぞれ 500 個を超える沈着物が見られた 1 例を除く 13 例の沈着物数の合計は、服用中止の時点よりも 70% 減少していたとされている。(参照 21、29、66)

以上のとおり、カンタキサンチンを摂取したヒトにおける網膜結晶性沈着物生成の可逆性に係る報告が複数認められた。本委員会としては、各症例における所見は一致しておらず、可逆性に関する判断はできないと考え

た。

③ 網膜機能への影響に関する報告

a. 症例報告 (JECFA (1990) で引用)

色素沈着物を伴う症例の多くは機能変化を伴うものではないが、Cortin ら (1984)、Hennekes ら (1985) 及び Philipp (1985) は眼の眩みやかすみを訴えた症例を報告しており、Ros ら (1985) は視野障害が認められた症例を報告している。(参照 19)

b. 症例報告 (JECFA (1988、1990) で引用)

Boudreault ら (1983)、Metge ら (1984)、McGuiness & Beaumont (1985)、Weber ら (1985b)、Hennekes ら (1985) 及び Philipp (1985) の報告を総合すると、カンタキサンチン服用症例については、眼電図検査において正常又はそれに準じ、暗順応の僅かな遅延が見られ、眼電図は正常であるが眩しい光にさらされた後の暗所視の視野が狭くなることがあるとされている。(参照 17、19、67、68)

c. 症例報告 (Nijman ら (1986) 及び Oosterhuis (1988) (JECFA (1990) で引用))

2~13 年間 (平均 5.8 年間) カンタキサンチンを服用した症例 32 例のうち 8 例に網膜結晶性沈着物が認められたが、視野、暗順応及び眼電図検査結果に当該沈着物による影響は認められず、網膜の色素上皮部にカンタキサンチンの投与に関連した変性は認められなかったとされている。(参照 19、69、70)

d. 症例報告 (JECFA (1990) で引用 (Norris ら (1987) 原著論文未確認))

カンタキサンチンを数年間服用した骨髓性プロトポルフィリン症症例について、網膜電図検査において b 波振幅の僅かな減少が認められたが、網膜結晶性沈着物の生成の有無にかかわらず特段の臨床症状は認められなかつたとしている。Norris らは、この b 波振幅減少について、カンタキサンチンが光受容器に吸収される光子数を減少させるフィルターの役割を果たすことによるものであると仮定すると反応時間の延長や a 波振幅の減少も伴うはずであるがそれらが認められないため、カンタキサンチンの投与によるものではないと結論している。(参照 19)

e. 症例報告 (JECFA (1990) で引用 (Norris & Hawk (1987) 原著論文未確認))

カンタキサンチンを最高 9 年間（平均 4.9 年間）、合計 11～170 g（平均 75.5 g）服用した 15 例に視力機能への有害影響は認められず、そのうち 6 例に網膜結晶性沈着物が見られたが、暗順応は正常の範囲内であり、眼電図検査及びパターン刺激網膜電図検査（PERG）での反応に正常値との有意な差は認められなかつたとしている。（参照 19）

f. 症例報告（JECFA（1990）で引用（Schalch（1988b）（未公表）））

カンタキサンチン（30～150 mg/人/日）を最長 10 年間服用（服用量合計は最高 170 g）した骨髓性プロトポルフィリン症症例 29 例の暗順応及び PERG 検査結果に変化は見られなかつたとされている。夏季に暗順応 b 波振幅の僅かな減少が認められたが、冬季には回復したとしている。以上より Schalch は、本報告における NOEL を 60 mg/人/日と推定している。（参照 19）

g. 症例報告（Harnois ら（1988）（JECFA（1996）、食品安全委員会（2004）で引用））

カンタキサンチンを服用した（服用量についての記載なし）症例 19 例（黄斑症症例 11 例を含む。）の視覚機能を静的視野測定により評価したところ、視力は全ての者で「6/9」¹³⁾以上であったとされている。カンタキサンチンの服用中止 2～3 年後に静的視野測定を行ったところ、網膜沈着物が認められた症例で網膜感度の低値が認められたが、網膜沈着物のない症例ではそのような低値は認められなかつたとされている。以上より Harnois らは、カンタキサンチン網膜変性症は網膜の感覺神経に悪影響を及ぼす懸念があるとしている。（参照 21、29、71）

h. 症例報告（Hueber ら（2011））

カンタキサンチンを 2 か月～3 年間¹⁴⁾摂取していた 35 例のうち 13 例に黄斑に黃金色の結晶が認められ、そのうち 5 例について初回検査の 16～24 年後に再検査を行ったところ、初回検査の約 20 年後には結晶は認められなくなり、網膜への傷害も認められなかつたとされている。Hueber らは、カンタキサンチンの摂取による長期毒性は認められないとしている。（参照 72）

以上のとおり、カンタキサンチンを摂取したヒトにおける網膜機能障害の報告が複数認められたが、本委員会としては、これらの報告においてカンタキサンチンの摂取との因果関係は特定されていないと判断した。

¹³ 小数視力で約 0.7 に相当。

¹⁴ 数例については、摂取期間が不明である。

④ メタアナリシス、介入研究

ヒトにおける知見のうち、メタアナリシスや介入研究など、添加物「カンタキサンチン」を評価するに当たって、他の試験と比べてエビデンスレベルが高いと考えられたのは以下の 2 報である。

a. メタアナリシス (Köpcke ら (1995) (JECHA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用)

カンタキサンチンを医療又は美容目的で服用したヒトの網膜結晶性沈着物の生成に関する公表文献 25 報及び未公表文献 7 報において報告された症例合計 691 例に関するメタアナリシスが実施されている。

その結果、詳細な評価が可能な 411 例について、カンタキサンチン（平均 15～240 mg/人/日）を 1～14 年間、合計 0.6～201 g 服用していたことが明らかにされている。

そのうち網膜結晶性沈着物の生成が認められた者は 95 例であり、服用量ごとの網膜結晶性沈着物の生成が認められた者の割合は、表 27-1、表 27-2 のとおりであったとされている。いずれも有意 ($p\text{-trend}<0.0001$) な用量相関性が認められている。

表 27-1 網膜結晶性沈着物の平均 1 日服用量ごとの発生率

平均 1 日服用量	症例数	発生率
105 mg/人/日超	37 人	48.6%
75～105 mg/人/日	58 人	43.1%
60～74 mg/人/日	95 人	24.2%
45～59 mg/人/日	79 人	20.3%
30～44 mg/人/日	135 人	9.6%
30 mg/人/日未満	7 人	0%

表 27-2 網膜結晶性沈着物の服用量合計ごとの発生率

服用量合計	症例数	発生率
100 g 以上	30 人	73.3%
40～100 g	67 人	52.2%
20～40 g	73 人	23.3%
10～20 g	63 人	17.5%
6～10 g	75 人	9.3%
3～6 g	58 人	5.2%
3g 未満	45 人	0%

以上より Köpcke らは、本メタアナリシスにおける NOEL を 30 mg/人/日未満、服用量合計 3,000 mg/人と評価している。

食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書(2004)において、本レビューから求められる NOAEL を 30 mg/人/日（体重 60 kg 換算で 0.5 mg/kg 体重/日）と判断している。

また、EFSA は、本知見に係る BMDL₀₅⁽¹⁵⁾ 12～20 mg/人/日（0.20～0.33 mg/kg 体重/日）を算出し、point of departure を 0.30 mg/kg 体重/日と判断し、後述の Arden (1989) の介入試験 (p64) における NOAEL (0.25 mg/kg 体重/日) も踏まえ、不確実係数を 10 として ADI (0.03 mg/kg 体重/日) を設定している。（参照 5、21、29、38）

本委員会としては、本試験については、症例数が少ないと、各症例の背景情報が得られていないことを考慮して、NOAEL の判断を行うことはできないと判断した。

b. 介入研究 (Arden ら (1989)、Arden & Barker (1991) (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用) GCP 不明)

カンタキサンチンを 0～10 年間、合計 0～170 g 服用した症例を含むポルフィリン症症例 27 例のうち 13 例にカンタキサンチンを表 28-1 の①、②、③の摂取方法で連続して用量を漸増させ、摂取させる臨床試験が実施されている。

表 28-1 摂取方法

¹⁵ Köpcke ら (1995) が取りまとめた用量反応データがヒトにおける知見に基づくものであること、及び実際の発生率が 5%をカバーしていることから、ベンチマーク・レスポンスを 10%ではなく 5%にしたと説明されている。

① (13例、5週間)	15 mg/人/日 ; 0.25 mg/kg 体重/日 (カンタキサンチン 15 mg+β-カロテン 10 mg の製剤として)
② (13例、5週間)	60 mg/人/日 (①と同じ製剤として)
③ (12例、数か月間)	90~120 mg/人/日 (①と同じ製剤として)

その結果、認められた毒性所見は表 28-2 のとおりである。

表 28-2 毒性所見

投与群	毒性所見
60 mg/人/日以上	暗順応 b 波振幅の減少 (90~120 mg/人/日で増強) 網膜内結晶の用量依存的な発生率增加

60 mg/人/日以上で認められた暗順応 b 波振幅の減少について、網膜内に結晶が認められた例では、特に程度が大きかったとされている。

カンタキサンチンの摂取を中止したところ、暗順応 b 波振幅は回復したとされている。

暗順応 b 波振幅の減少については、カンタキサンチン用量との相関性が認められたが、カンタキサンチンの摂取量合計又は血中濃度との間に相関性は認められなかったとされている。

Arden らは、暗順応 b 波振幅減少はミューラー支持細胞（暗順応 b 波を発生することが知られている。）中カンタキサンチン濃度に相關しているのではないかと推定している。

以上より、本試験における NOEL は 15 mg/人/日 (0.25 mg/kg 体重/日) と評価されているが、短期間 (5 週間) の摂取に基づくものであることに留意すべきであるとされている。

JECFA は、1995 年の第 44 回会合において、本試験における NOEL 0.25 mg/kg 体重/日を基に ADI (0.03 mg/kg 体重/日) を設定している。

食品安全委員会は、飼料添加物「カンタキサンチン」の評価書 (2004)において、本試験における NOAEL を 0.25 mg/kg 体重/日と判断し、これを基に ADI (0.025 mg/kg 体重/日) を設定している。

EFSA は、本試験における NOAEL を 0.25 mg/kg 体重/日とし、前述の Köpcke ら (1995) のメタアナリシス (p63) における Point of Departure (0.30 mg/kg 体重/日) も踏まえ、ADI (0.03 mg/kg 体重/日) を設定している。ただし、(i) Arden & Barker がカンタキサンチン投与による網膜電図変化について再測定で再現できず、症状は軽度で臨床上の意義はないとしていること、及び(ii) 被験物質の製剤中に含まれる β-カロテンの寄与について不明であることを指摘している。(参照 5、21、29、73、74)

本委員会としては、網膜内結晶の生成や暗順応 b 波振幅の減少のみでは、必ずしも視力等の網膜機能に対する障害が認められたとは言えないが、電気生理学的には神経細胞全体の反応として障害が認められていることから、本所見を毒性と判断し、JECFA、EFSA 及び 2004 年の食品安全委員会の判断を是認し、本試験における NOAEL を 0.25 mg/kg 体重/日と判断した。

⑤ ヒトにおける知見のまとめ

カンタキサンチンを摂取したヒトについて、網膜にカンタキサンチンの結晶性沈着物が生成したとする症例報告及び網膜機能に影響が認められた症例が報告複数認められた。

本委員会としては、当該結晶性沈着物の生成の可逆性及びカンタキサンチンの摂取と網膜機能に与える影響の因果関係については必ずしも明らかではないが、電気生理学的に神経細胞全体の反応として障害が認められた Arden ら (1989) による介入研究に基づき、ヒトにおける知見に係る NOAEL を 0.25 mg/kg 体重/日と判断した。

(2) 肝臓への影響

① 症例報告 (JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Norris 及び Hawk (1990) (未公表)))

骨髓性プロトポルフィリン症の治療のため、カンタキサンチン (15 mg/人/日) を 1~12 年間、合計 3~150 g 服用した 10~61 歳の症例 11 例に肝毒性の兆候は認められなかったとされている。(参照 5、21、29)

(3) アレルゲン性

① 症例報告 (Juhlin (1981) (JECFA (1988、1990)、EFSA (2010) で引用))

蕁麻疹の既往歴のある者 42 例にカンタキサンチン 410 mg を 3 時間以

内に 3 回に分けて経口投与する負荷試験を実施したところ、投与後 23 時間以内に 6 例が蕁麻疹を再発したとされている。

蕁麻疹を発症した陽性患者のうち、カンタキサンチンで反応することを知らなかつた患者 3 人において、再度経口負荷試験を 1 年以内に行ったところ、3 人中 3 人で蕁麻疹が発症したとされている。

EFSA は、カンタキサンチンは比較的高用量では蕁麻疹の再発を誘発するかもしれないが、アレルギー反応を引き起こす可能性は示されていないとしている。（参照 5、17、19、75）

本委員会としては EFSA の判断は妥当と考えた。

（4）その他

- ① 症例報告（EFSA (2010) で引用（Bluhm ら (1990)）原著論文未確認）
カンタキサンチン（用量についての記載なし）を美容目的で服用していた健康な若年女性 1 例が再生不良性貧血を発症したとされている。（参照 5）

III. 一日摂取量の推計等

1. 米国における摂取量

米国学術研究会議（NRC）（1989）の報告によれば、米国におけるカンタキサンチンの生産量は 1982 年で 3,040 ポンド（1,379 kg）、1987 年で 1,050 ポンド（476 kg）とされており、1987 年の着色料用の生産量は 910 ポンド（413 kg）とされている。（参照 2、76）1987 年の着色料用生産量について、同年（中間）の米国居住者人口 242 百万人（参照 77）及び 365 日/年で除し、廃棄率を 20% と仮定すると、カンタキサンチンの推定一日摂取量は 0.0037 mg/人/日と算出される。

2. 欧州における摂取量

英國農林水産食糧省（1993）による英國における生産量ベースの添加物摂取量（1984～1986 年）調査報告によれば、添加物「カンタキサンチン」（E161g）の推定一日摂取量は 0 mg/人/日とされている。（参照 78）

EFSA（2010）の報告⁽¹⁶⁾では、添加物「カンタキサンチン」（E161g）つい

¹⁶ 2011 年 11 月、添加物「カンタキサンチン」について、食品への使用実態がないことにより EU 規則が改正され、現在、EU において食品への使用は認められていない。

て、着色料としてストラスブル風ソーセージ (saucisses de Strasbourg) に 15 mg/kg を上限として使用することが認められていることを踏まえ、当該上限とフランスにおける同ソーセージの摂取量データを用い、推定一日摂取量が成人で平均 3.2 µg/kg 体重/日及び 95 パーセンタイル値 6.9 µg/kg 体重/日、小児で平均 7.1 µg/kg 体重/日及び 95 パーセンタイル値 12.4 µg/kg 体重/日と算出されている。また、飼料添加物カンタキサンチンについて、産卵鶏以外の家禽のレバー及び皮膚/脂肪、産卵鶏の卵黄、さけ及びますについて MRL が設定されていることを踏まえ、当該 MRL とアイルランドにおける関連食品の摂取量データを用い、推定一日摂取量が成人で平均 2.9 µg/kg 体重/日及び 95 パーセンタイル値 9.2 µg/kg 体重/日、小児で平均 2.5 µg/kg 体重/日及び 95 パーセンタイル値 11.2 µg/kg 体重/日と算出されている。添加物分と飼料添加物分とを合計したカンタキサンチンの推定一日摂取量は成人で平均 6.1 µg/kg 体重/日及び 95 パーセンタイル値 16.1 µg/kg 体重/日、小児で平均 9.6 µg/kg 体重/日及び 95 パーセンタイル値 23.6 µg/kg 体重/日と算出されている。(参照 2、5)

3. 我が国における摂取量

添加物「カンタキサンチン」は我が国では未指定であるため、我が国における摂取量データはない。

評価要請者は、添加物「カンタキサンチン」の使用基準（案）「カンタキサンチンは、魚肉ねり製品(かまぼこに限る。)以外の食品に使用してはならない。カンタキサンチンの使用量は、魚肉ねり製品にあってはその 1 kg につき 0.035 g 以下でなければならない。」に基づき、添加物「カンタキサンチン」が最大添加率 35mg/kg 食品で使用され、全量がそのまま最終食品に移行して消費されたとした場合を想定し、「平成 17 年度食品添加物一日摂取量調査」(参照 7 9) から得られる食品（群）の一日摂取量から、添加物「カンタキサンチン」の一日摂取量を国民平均で 0.08 mg/人/日、小児で 0.05 mg/人/日、妊婦で 0.08 mg/人/日と推定している。

一方、評価要請者は、カンタキサンチンの残留基準値設定に係る厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会部長報告（参照 8 0）を引用し、飼料添加物由来のカンタキサンチンの一日摂取量を国民平均で 0.44 mg/人/日、小児で 0.28 mg/人/日、妊婦 0.31 mg/人/日と推定している。

以上より評価要請者は、添加物「カンタキサンチン」新規指定後のカンタキサンチンの推定一日摂取量は国民平均で 0.52 mg/人/日、小児で 0.33 mg/人/日、妊婦で 0.39 mg/人/日と算出している。(参照 2、8)

本委員会としては、添加物「カンタキサンチン」の推定一日摂取量を、国民平均で 0.52 mg/人/日 (0.0094 mg/kg 体重/日)、小児で 0.33 mg/人/日 (0.02

mg/kg 体重/日)、妊婦で 0.39 mg/人/日 (0.0067 mg/kg 体重/日) と判断した。

IV. 食品健康影響評価

カンタキサンチンの体内動態に係る知見を検討した結果、特にヒトにおいて網膜への高度の蓄積が認められた。ヒト網膜中カンタキサンチン濃度がサルの 100 ~500 倍であったとする知見及びラット眼球中[6,7,6',7'-¹⁴C]カンタキサンチン濃度がサルの 1/100 であったとする知見からも明らかのように、カンタキサンチンの網膜又は眼球への分布には大きな種差が認められ、ヒト、サル及びげっ歯類の間でその濃度を比較すると、ヒトが最も高く、次いでサル、げっ歯類の順に高いことが示された。これらのことより、添加物「カンタキサンチン」の網膜又は眼球に対する安全性を評価するにあたっては、種差に留意することが必要と考えられた。

カンタキサンチンのアレルゲン性及び一般薬理に係る知見を検討した結果、安全性に懸念を生じさせるようなものはないと判断した。

本委員会としては、カンタキサンチンについて生体にとって特段の問題となる遺伝毒性の懸念はないと判断した。

本委員会としては、カンタキサンチンについての急性毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性及びヒトにおける知見の試験成績を検討した結果、ヒト介入研究において 60 mg/人/日投与群で認められた暗順応 b 波振幅の減少を摂取に起因する変化と考え、15 mg/人/日(0.25 mg/kg 体重/日)をカンタキサンチンの毒性に係る NOAEL と考えた。また、発がん性は認められないと判断した。

本委員会としては、認められた毒性所見及び我が国において使用が認められた場合の添加物「カンタキサンチン」の推定一日摂取量(国民平均 0.52 mg/人/日 (0.0094 mg/kg 体重/日)、小児 0.33 mg/人/日 (0.02 mg/kg 体重/日)、妊婦 0.39 mg/人/日 (0.0067 mg/kg 体重/日))を勘案すると、添加物「カンタキサンチン」の ADI を特定することが必要と判断した。本委員会としては、ヒト介入研究の NOAEL 0.25 mg/kg 体重/日を ADI の根拠とし、安全係数については、個体差に基づき 10 とすることが適当と判断した。以上より、本委員会は、0.25 mg/kg 体重/日を安全係数 10 で除した 0.025 mg/kg 体重/日を添加物「カンタキサンチン」の ADI とした。

ADI (ADI 設定根拠) (投与経路)	0.025 mg/kg 体重/日 ヒト介入研究 経口投与
-----------------------------	------------------------------------

(NOAEL 設定根拠所見) 暗順応 b 波振幅の減少
(NOAEL) 0.25 mg/kg 体重/日
(安全係数) 10

<別紙1：略称>

略称	名称等
ANSパネル	Panel on Food Additives and Nutrient Sources added to Food : 食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する科学パネル
BMDL	Benchmark Dose Lower Confidence Level : ベンチマーク用量信頼下限値
CAC	Codex Alimentarius Commission : コーデックス委員会
CHL/IU	チャイニーズ・ハムスター肺由来培養細胞株
Con A	コンカナバリンA
DMH	1,2-ジメチルヒドラジン
EFSA	European Food Safety Authority : 欧州食品安全機関
EU	European Union : 欧州連合
FEEDAPパネル	Panel on Additives and Products or Substances used in Animal Feed : 動物用飼料に使用する添加物及び製品又は物質に関する科学パネル
GMP	good manufacturing practice : (食品製造加工における添加物の) 適正使用規範
GSFA	Codex General Standard for Food Additives : コーデックス食品添加物一般基準
HDL	高比重リポたん白
HLA-DR	HLA (human leukocyte antigen : ヒト白血球抗原) の一種
IL-2R	インターロイキン-2受容体
IRBP	interphotoreceptor retinol binding proteins : 光受容体間レチノール結合たん白
JECFA	Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議
LDL	低比重リポたん白
LPS	リポポリサッカライド
NRC	National Research Council : 米国学術研究会議
PBS	phosphate buffered saline : リン酸緩衝生理食塩水
PERG	パターン刺激網膜電図検査
PHA	フィトヘマグルチニンP
SCF	Scientific Committee for Food : 欧州食品科学委員会
TFR	トランスフェリン受容体
UGT1	ウリジンジホスホグルクロノシルトランスフェラーゼ1
UVB	B波紫外線
V79	チャイニーズ・ハムスター肺由来培養細胞株
VLDL	超低比重リポたん白

<別紙2：毒性試験成績>

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
遺伝毒性	DNA修復試験	細菌 (<i>Bacillus subtilis</i> H17 及び M45、 <i>Escherichia coli</i> WP2B/r <i>hcr</i> ⁺ 及び WP2B/r <i>hcr</i> ⁻ 、W3110 及び P3478)	-	<i>in vitro</i>	-	カンタキサンチン	検体濃度 2,000 $\mu\text{g}/\text{disc}$ より 2 倍希釈 10 段階	陰性	「食品安全委員会(2004)」参照 29
遺伝毒性	UDS 試験	ラット肝初代培養細胞	-	<i>in vitro</i>	-	カンタキサンチン	-	陰性	JECFA (1990)、EFSA (2010) の引用 (Strobel (1986) (未公表)) 参照 5、19
遺伝毒性	復帰突然変異試験	細菌 (<i>Salmonella typhimurium</i> TA98、TA100、TA1535、TA1537、TA1538)、酵母 (<i>Saccharomyces cerevisiae</i> D7)	-	<i>in vitro</i>	-	カンタキサンチン	-	陰性	JECFA (1990)、EFSA (2010) の引用 (Chételat (1981、1986) (未公表)) 参照 5、19
遺伝毒性	復帰突然変異試験	細菌 (S. <i>typhimurium</i> TA98、TA100)	-	<i>in vitro</i>	-	カンタキサンチン	最高用量 4,000 $\mu\text{g}/\text{plate}$	代謝活性化系の有無に関わらず陰性	「食品安全委員会(2004)」参照 29
遺伝毒性	6-チオグアニン耐性を指標とする試験	ほ乳類培養細胞 (V79)	-	<i>in vitro</i>	-	カンタキサンチン	用量不明	代謝活性化系存在下で陰性	JECFA (1990)、EFSA (2010) の引用 (Strobel (1986) (未公表)) 参照 5、19
遺伝毒性	染色体異常試験	ほ乳類培養細胞 (CHL/IU)	代謝活性化系非存在下での 24 時間及び 48 時間連続処理	<i>in vitro</i>	-	カンタキサンチン	最高濃度 1.0 mg/mL (1.8 mM)	陰性	林及び松岡 (1998) 参照 42

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
遺伝毒性	小核試験	マウス	24 時間 間隔で 2 回	強制経口	各群雌雄 3 匹	カンタキサ ンチン	最高用量 222 mg/kg 体重	陰性	JECFA (1990)、 EFSA (2010) の引 用 (Gallandre (1980) (未公表)) 参照 5、19
急性毒性	急性毒性試験	マウス	単回	経口	-	カンタキサ ンチン	-	LD ₅₀ = >10,000 mg/kg 体重	JECFA (1988、 1990)、EFSA (2010) の引用 参照 5、17、19
急性毒性	急性毒性試験	マウス	単回	経口	-	カンタキサ ンチン	-	LD ₅₀ = >2,500 mg/kg 体重	「食品安全委員会 (2004)」の引用 参照 29
急性毒性	急性毒性試験	ラット	単回	経口	-	カンタキサ ンチン	-	LD ₅₀ = >5,000 mg/kg 体重	「食品安全委員会 (2004)」の引用 参照 29
短期反復 投与毒性	13 週間試験	ラット	13 週間	混餌	各群雄各 10 匹	カンタキサ ンチン	0 (無処置)、0 (プラセボ)、 125、250、500、1,000 mg/kg 体重/日	試験の詳細が不明であり、特に臓器相対 重量の変化に関する情報がないため臓 器重量の変化の毒性学的意義の有無を 判断できないことから、本試験成績を評 価に用いないこととした。	JECFA (1990)、 EFSA (2010) で引 用 (Steiger & Buser (1982) (未 公表)) 参照 5、19
短期反復 投与毒性	13 週間試験	マウス	13 週間	混餌	各群雌雄 各 10 匹	カンタキサ ンチン	0 (無処置)、0 (プラセボ)、 125、250、 500、1,000 mg/kg 体重/日		EFSA (2010) で引 用 (Steiger & Hummler (1981) (未公表)) 参照 5
短期反復 投与毒性	4 週間試験	イヌ	4 週間	経口	2 匹	カンタキサ ンチン	4,000 mg/イヌ/日；370 mg/kg 体重/日	対照群が設定されていないため、本試験 成績を評価に用いないこととした。	EFSA (2010) で引 用 (Hoffmann-La Roche (1966)) 参照 5

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
短期反復投与毒性	15週間試験	イヌ	15週間	経口	各群雄各3匹	カンタキサンチン	0、1,000、4,000 mg/動物/日；0、94、377 mg/kg 体重/日	NOAEL 4,000 mg/動物/日 (最高用量)	JECFA (1988)、EFSA (2010)、食品安全委員会(2004)で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) 参照5、17、29
短期反復投与毒性	13週間試験	イヌ	13週間	経口	各群雌雄各3匹	カンタキサンチン	0、250、500 mg/kg 体重/日	NOAEL 500 mg/kg 体重/日 (最高用量)	JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Chestermanら (1979)、Buser & Hummler (1980) (未公表)) 参照5、19
長期反復投与毒性 (眼毒性を除く)	3年間試験	サル	3年間	強制経口	各群雌雄各4~11匹	カンタキサンチン	0(無処置)、0(プラセボ)、0.2、0.6、1.8、5.4、16、49 mg/kg 体重/日	1.8 mg/kg 体重/日以上投与群で、凍結肝臓切片中に偏光顕微鏡下で複屈折を呈する濃橙～赤色色素の内包物が見られたが、肝脂質含量との相関性は認められなかった。	JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会(2004)で引用 (Buserら (1993、1994) (未公表)) 参照5、21、29
			2年間		各群雌雄各2~4匹		0、200、500、1,000 mg/kg 体重/日	眼毒性以外の毒性に係る NOAEL 0.6 mg/kg 体重/日	
反復投与毒性(眼毒性を除く)	93~98週間 反復投与毒性/発がん性/出生前発生毒性併合試験	ラット	93~98週間	混餌	各群雌雄各25匹	カンタキサンチン	0、0.5、2、5%；0、325、1,250、3,200 mg/kg 体重/日	NOAEL 5% (3,200 mg/kg 体重/日) (最高用量)	JECFA (1988、1990)、EFSA (2010)、食品安全委員会(2004)で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) 参照5、17、19、29

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
長期反復投与毒性 (眼毒性を除く)	52、72、78、104週間試験	ラット	52、72、78、104週間	混餌	各群雌雄各70匹	カンタキサンチン	0(無処置)、0(プラセボ)、250、500、1,000 mg/kg 体重/日	250 mg/kg 体重/日以上投与群で、肝細胞の肥大及び褐色色素沈着。 上記群の雌のみで、アルカリホスファターゼ、AST、ALT、コレステロール、γ-GTP 及びビリルビンの用量相関性のある増加、好酸性肝細胞巣及び肝細胞空胞化並びに胆管過形成及び囊胞状胆管、胆管線維症及び泡沫細胞化したマクロファージ。 LOAEL 250 mg/kg 体重/日 ただし、本試験は最低用量を含めた用量設定が高く、他に適切な用量設定が行われている試験成績があることを勘案し、本試験成績を評価に用いないこととした。	JECFA (1990)、EFSA (2010) の引用 (Rose ら (1988) 及び Buser & Banken (1988) (未公表)) 参照5、19
長期反復投与毒性 (眼毒性を除く)	52、78、104週間試験	ラット	52、78、104週間	混餌	各群雄50匹	カンタキサンチン	0(無処置)、0(プラセボ)、5、25、75、250 mg/kg 体重/日	75 mg/kg 体重/日以上投与群で、肝細胞の肥大、すり硝子変性及び空胞化、びまん性の脂肪化沈着の発生率の増加又は程度の増強。(いずれも休薬期間中に概ね回復) NOAEL 25 mg/kg 体重/日	JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buser (1992a) (未公表)) 参照5、21、29
長期反復投与毒性 (眼毒性を除く)	52、78、104週間試験	ラット	52、78、104週間	混餌	各群雌80～105匹	カンタキサンチン	0(無処置)、0(プラセボ)、5、25、75、250 mg/kg 体重/日	75 mg/kg 体重/日以上投与群で、肝細胞の肥大、すり硝子変性及び空胞化、びまん性の脂肪化沈着の発生率の増加又は程度の増強。(休薬期間中に概ね回復) 25 mg/kg 体重/日以上投与群で、肝細胞空胞化。(対照群でも確認、休薬期間中に概ね回復) NOAEL 5 mg/kg 体重/日	JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Buser (1992b) (未公表)) 参照5、21、29

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
長期反復投与毒性 (眼毒性を除く)	80週間試験	マウス	80週間	経口	-	カンタキサンチン	0、250、500、1,000 mg/kg 体重/日	NOAEL 1,000 mg/kg 体重/日 (最高用量)	JECFA (1988、1990) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未公表)) 参照 17、19
長期反復投与毒性 (眼毒性を除く)	52、90、98週間試験	マウス	52、90 (雄のみ)、98 (雌のみ) 週間	混餌	各群雌雄各 60 匹	カンタキサンチン	0 (無処置)、0 (プラセボ)、 250、500、1,000 mg/kg 体重/日	250 mg/kg 体重/日以上投与群で用量依存的な肝類洞細胞の脂肪顆粒。マクロファージ、肝細胞の一部及び類洞細胞に橙～褐色色素。 LOAEL 250 mg/kg 体重/日 (最高用量) ただし、本試験は最低用量を含めた用量設定が高く、他に適切な用量設定が行われている試験成績があることを勘案し、本試験成績を評価に用いないこととした。	JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Rose ら (1987)、Buser (1987a) (未公表)) 参照 5、19
長期反復投与毒性 (眼毒性を除く)	52週間試験	イヌ	52週間	経口	-	カンタキサンチン	0、50、100、250 mg/kg 体重/日	NOAEL 250 mg/kg 体重/日 (最高用量)	JECFA (1988、1990) で引用 (Hoffmann-La Roche (1986) (未公表)) 参照 17、19
長期反復投与毒性 (眼毒性を除く)	52週間試験	イヌ	52週間	混餌	各群雌雄各 4 匹	カンタキサンチン	0 (無処置)、0 (プラセボ)、 50、100、250 mg/kg 体重/日	NOAEL 250 mg/kg 体重/日 (最高用量)	JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Harling ら (1987) (未公表)) 参照 5、19
長期反復投与毒性 (眼毒性)	40か月間試験	サル (緑内障、静脈血栓症、汎網膜光凝固を誘発)	40か月間	混餌	対照群 1 匹、投与群各疾患 1 匹	カンタキサンチン	0、11 mg/kg 体重/日；0、 34.5 g (投与量合計)	本試験は通常のプロトコールによる毒性試験ではなく、NOAEL の判断をすることが適切でないと考えた。	JECFA (1996)、EFSA (2010) で引用 (Harnois ら (1990)、Schalch (1990) (未公表)) 参照 5、21

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
長期反復投与毒性 (眼毒性)	3年間試験	サル	3年間	強制経口 *投与最終年1年間に、49、1,000 mg/kg 体重/日投与	各群雌雄各4~11匹、	カンタキサンチン	0(無処置)、0(プラセボ)、0.2、0.6、1.8、5.4、16、49* mg/kg 体重/日	200 mg/kg 体重/日以上投与群で18匹のうち8匹で網膜の中心から辺縁部にわたって灯光を反射する単一又は複数のスポット。 49 mg/kg 体重/日投与群でレーザー処理個体2匹のうちの1匹で網膜の中心から辺縁部にわたって灯光を反射する単一又は複数のスポット。 0.6 mg/kg 体重/日以上投与群で網膜全体標本及び凍結切片の鏡検において、偏光顕微鏡下で複屈折を呈する様々な形態の内包物。 NOAEL 0.2 mg/kg 体重/日	JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会(2004)で引用(Buserら (1993、1994) (未公表))参照5、21、29
長期反復投与毒性 (眼毒性)	2.5、3、4.5年間試験	サル	2.5年間	経口	対照群8匹、各投与群雌雄各4匹	カンタキサンチン	0(プラセボ)、5.4、16.2、48.6 mg/kg 体重/日	200 mg/kg 体重/日以上投与群で、網膜辺縁部に結晶性沈着物。 0.6 mg/kg 体重/日以上投与群で、鏡検において網膜辺縁部又は黄斑に網膜結晶性沈着物、用量依存的(0.6~16.2 mg/kg 体重/日)な発生率の増加。 NOAEL 0.2 mg/kg 体重/日	Goralczykら (2000) (EFSA (2010) で引用)参照5、40
長期反復投与毒性 (眼毒性)	10か月間試験	ウサギ	10か月間	混餌	-	カンタキサンチン	約 200 ppm ; 約 6 mg/kg 体重/日 : 投与量約 8 g	本試験の結果、ウサギの網膜に結晶性沈着物の生成が認められなかったものの、網膜電図変化等の眼毒性が認められたものと判断したが、ウサギでは、一般的に網膜電図検査の意義が確立しておらず	JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用 (Weberら (1987a、1987b) 原著論文未確認)

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
						カンタキサンチン+β-カロテン	約 200 ppm ; 約 6 mg/kg 体重/日 : β-カロテンを含め 投与量合計約 11 g	ず、さらに本試験は一用量によるものであることから、本試験に係る NOAEL の判断を行うことが適切でないと判断した。	参照 5、19
長期反復投与毒性 (眼毒性)	6か月間試験	ネコ	14週間 10週間 14週間 20週間 27週間	混餌	対照群 3 匹、各投与群 1 匹	カンタキサンチン	2 mg/kg 体重/日 4 mg/kg 体重/日 8 mg/kg 体重/日 16 mg/kg 体重/日 16 mg/kg 体重/日	本試験の結果、ネコに眼毒性が認められたものと判断したが、ネコはカンタキサンチン投与による網膜結晶性沈着物の生成を見る試験に適した動物モデルではないとの EFSA の指摘に同意するとともに、本試験の詳細が不明であり、NOAEL の判断を行うことが適切でないと考えた。	Scallan ら (1988) (JECFA (1990)、 EFSA (2010) で引用) 参照 5、19、43
長期反復投与毒性 (眼毒性)	12か月間試験	フェレット	12か月間	経口	-	カンタキサンチン	50 mg/kg 体重/日	眼毒性なし。	JECFA (1996) で引用 (Schiedt ら (1992) (未公表)) 参照 21
長期反復投与毒性 (眼毒性)	12か月間試験	フェレット	12か月間	強制経口	各群 18 匹	カンタキサンチン	0、50 mg/kg 体重/日	眼毒性なし。	JECFA (1996)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Barker & Fox (1992) (未公表)) 参照 21
長期反復投与毒性 (眼毒性)	24か月間試験	フェレット	24か月間	経口	-	カンタキサンチン	50 mg/kg 体重/日	眼毒性なし。	JECFA (1996) で引用 (Goralczyk (1993) (未公表)) 参照 21

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
発がん性	93~98週間 反復投与毒性/ 発がん性/出生前発生毒性併合試験	ラット	93~98 週間	混餌	各群雌雄 各 25 匹	カンタキサンチン	0、0.5、2、5% ; 0、325、 1,250、3,200 mg/kg 体重/ 日相当	発がん性なし。	JECFA (1988)、 EFSA (2010)、食 品安全委員会 (2004) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未 公表)) 参照 5、17、29
発がん性	52、72、78、 104 週間試験	ラット	52、72、 78、104 週間	混餌	各群雌雄 各 70 匹	カンタキサンチン	0 (無処置)、0 (プラセボ)、 250、500、1,000 mg/kg 体 重/日	本試験において全投与群の雌で認めら れた肝細胞腺腫の発生率増加について、 用量相関性が認められなかつたとされ ているが、詳細が不明であり発がん性に ついて判断できないと考えた。	JECFA (1990)、 EFSA (2010) (Rose ら (1988) 及び Buser & Banken (1988) (未公表)) 参照 5、19
発がん性	DMH 併用大 腸発がん試験	大腸がん誘発ラット	24 週間 (5 週目 から大腸 癌のイニ シエーターである 1,2-ジメ チルヒド ラジン (DMH) (30 mg/kg 体 重/週) を 週 1 回、 16 週間皮 下投与。)	混餌	各群雄 27 匹	カンタキサンチン	0 (プラセボ)、1% ; 0、500 mg/kg 体重/日	本試験で認められた大腸腫瘍及び大腸 癌の発生率増加に鑑みると、カンタキサ ンチンには 1,2-ジメチルヒドラジンによ り誘発された大腸癌を促進させる作用 がある可能性はあるが、本試験が通常の 二段階発がん試験のプロトコールによ り実施された試験でなく、大腸癌の発生 個数についても平均値のみで標準偏差 の記載が無く、詳細が不明であることを 踏まえると、本試験に基づくカンタキサ ンチンの発がんプロモーション作用に ついて評価することが困難と考えた。	Colacchio ら (1989) 参照 44

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
発がん性	52、78、104 週間試験	ラット	52、78、 104 週間	経口	各群雄 50 匹	カンタキサ ンチン	0(無処置)、0(プラセボ)、 5、25、75、250 mg/kg 体 重/日	発がん性なし。	JECFA (1996)、 EFSA (2010)、食 品安全委員会 (2004) で引用 (Buser (1992a) (未公表)) 参照 5、21、29
発がん性	52、78、104 週間試験	ラット	52、78、 104 週間	混餌	各群雌 80 ～105 匹	カンタキサ ンチン	0(無処置)、0(プラセボ)、 5、25、75、250 mg/kg 体 重/日	発がん性なし。	JECFA (1996)、 EFSA (2010)、食 品安全委員会 (2004) で引用 (Buser (1992b) (未公表)) 参照 5、21、29
発がん性	80 週間試験	マウス	80 週間	経口	-	カンタキサ ンチン	0、250、500、1,000 mg/kg 体重/日	発がん性なし。	JECFA (1988、 1990) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未 公表)) 参照 17、19
発がん性	52、90、98 週間試験	マウス	52、90 (雄の み)、98 (雌の み) 週間	混餌	各群雌雄 各 60 匹	カンタキサ ンチン	0(無処置)、0(プラセボ)、 250、500、1,000 mg/kg 体 重/日	発がん性なし。	JECFA (1990)、 EFSA (2010) で引 用(Rose ら (1987)、 Buser (1987a) (未 公表)) 参照 5、19
生殖発生 毒性	二世代生殖毒 性試験	ラット	2 年間	混餌	各群雌雄 各 20 匹	カンタキサ ンチン	0、0.1% ; 0、30～74 mg/kg 体重/日	NOAEL 0.1% (50 mg/kg 体重/日相当) (最高用量)	EFSA (2010)、食 品安全委員会 (2004) で引用 (Hoffmann-La Roche (1966) (未 公表)) 参照 5、29

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
生殖発生毒性	93~98週間反復投与毒性/発がん性/出生前発生毒性併合試験	ラット	93~98週間	混餌	各群雌雄各25匹	カンタキサンチン	0、0.5、2、5%；0、325、1,250、3,200 mg/kg 体重/日	催奇形性なし。	JECFA(1988、1990)、EFSA(2010)、食品安全委員会(2004)で引用(Hoffmann-La Roche(1966)(未公表)) 参照5、17、19、29
生殖発生毒性	出生前発生毒性試験	ラット	妊娠7~16日	混餌	各群雌40匹	カンタキサンチン	0、250、500、1,000 mg/kg 体重/日	生殖行動、胚毒性及び催奇形性に係る NOAEL 1,000 mg/kg 体重/日(最高用量)	JECFA(1990)、EFSA(2010)で引用(Kistlerら(1982)(未公表)) 参照5、19
生殖発生毒性	三世代生殖毒性試験	ラット	三世代-	混餌	-	カンタキサンチン	0(無処置)、0(プラセボ)、250、500、1,000 mg/kg 体重/日	試験結果の詳細が不明であるため、本試験に係る NOAEL の判断はできないと考えた。	JECFA(1990)、EFSA(2010)で引用(Bottomleyら(1987)、Buser(1987b)(未公表)) 参照5、19
生殖発生毒性	出生前発生毒性試験	ウサギ	妊娠7~19日	強制経口	各群雌20匹	カンタキサンチン	0、100、200、400 mg/kg 体重/日	母体毒性及び発生毒性に係る NOAEL 400 mg/kg 体重/日(最高用量)	JECFA(1990)、EFSA(2010)で引用(Eckhardt(1982)(未公表)) 参照5、19
アレルゲン性	皮膚感作性試験	モルモット	-	-	-	カンタキサンチン	-	感作性なし。	JECFA(1996)で引用(Geleick & Klecak(1983)(未公表)) 参照21
一般薬理	15日間試験	ラット	15日間	混餌	各群雄5匹	カンタキサンチン	0、300ppm；0、15 mg/kg 体重/日相当	肝臓中CYP濃度が増加し、CYPの中でも特にCYP1A1活性の誘導、第二相酵素群の中でも特にUGT1活性の誘導が認められた。	Astorgら(1994)(JECFA(1996)、SCF(1999)、EFSA(2010)で引用) 参照5、21、27、45

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
その他	20週間試験	ラット	20週間	混餌	各群雄8匹	カンタキサンチン	0、0.2% ; 0、100 mg/kg 体重/日	LPSに対する応答が対照群に比べて投与群で40%以上増加。	Bendich & Shapiro (1986) (JECFA (1990)、EFSA (2010) で引用) 参照5、17、46
その他	ヒト単核球刺激試験	ヒト末梢血由来单核球	72時間	<i>in vitro</i>	男性11例	カンタキサンチン	0、0.01 μM	対照群に比べてカンタキサンチン群で单核球比率及び活性化関連マーカー (TFR、HLA-DR 及び IL-2R) 陽性比率の上昇。	Prabhala ら (1989) (EFSA (2010) で引用) 参照5、47
その他	マウス経口投与/UV照射試験	マウス	18週目から剃毛した背部にUVBを1日30分間、週5日、24週間照射	混餌	各群雌、UVB照射対照群50匹、同投与群55匹	カンタキサンチン	0、1% ; 0、1,500 mg/kg 体重/日	L3T4陽性T細胞及びLyt-2陽性T細胞の数が減少。	Rybski ら (1991) (JECFA (1996) で引用) 参照21、48
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜結晶性沈着物の生成)	症例報告	ヒト	-	-	-	カンタキサンチン	-	大きな個人差が認められ、用量又は投与期間との間に明確な関係を見出すことはできなかった。 NOAELの判断はできない。	JECFA (1990) で引用 (Saraux & Laroche (1983)、Franco ら (1985)、Hennekes ら (1985)、McGuinness & Beaumont (1985) von Meyer ら (1985)、Philipp (1985)、Weber ら (1985a) 及び Weber & Goerz (1986)) 参照参照19、49、50、51、52、53、54、55、56

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
ヒトにおける知見 (網膜への影響: 網膜結晶性沈着物の生成)	症例報告	ヒト	24か月間	経口	-	カンタキサンチン	60mg/人/日	結晶性沈着物が黄斑部の陥凹の辺縁のみならず、中心小窓にも認められた。 NOAELの判断はできない。	Cortinら(1982) (JECFA(1990)で引用) 参照19、57
ヒトにおける知見 (網膜への影響: 網膜結晶性沈着物の生成)	症例報告	ヒト	3か月～数年間	経口	-	カンタキサンチン	約0.4～1.7 mg/kg 体重/日	網膜変性症が認められ、一部の症例において網膜内層に金色に輝く結晶(最大径10～14 μm)が見られた。 NOAELの判断はできない。	Boudreaultら(1983)、Cortinら(1984)、Rosら(1985)(JECFA(1990)で引用) 参照19、58、59、60
ヒトにおける知見 (網膜への影響: 網膜結晶性沈着物の生成)	症例報告	ヒト	最長2年間(平均2～6か月間)	-	23例	カンタキサンチン+β-カロテン	カンタキサンチン(35 mg/人/日)、β-カロテン(25 mg/人/日)	網膜に着色沈着物は認められなかった。 NOAELの判断はできない。	Raabら(1985)(JECFA(1990)で引用) 参照19、61
ヒトにおける知見 (網膜への影響: 網膜結晶性沈着物の生成)	症例報告	ヒト	-	経口	253例	カンタキサンチン	-	33例(15%)に網膜結晶性沈着物が認められ、網膜結晶性沈着物が認められなかった症例の年間カンタキサンチン服用量は中央値5.3 g/人/年であった。一方、色素沈着が認められた症例の年間カンタキサンチン服用量は中央値14.4 g/人/年であり、最小値は1日30 mg未満を服用していた症例の7 g/人/年であった。 NOAELの判断はできない。	JECFA(1988、1990)で引用 (Hoffmann-La Roche(1986)(未公表)) 参照17、19

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜結晶性沈着物 の生成)	症例報告	ヒト(白斑治療目的)	数年間	経口	女性 1 例 (72 歳)	カンタキサンチン	合計 16.8g	網膜内層全体に偏光顕微鏡下で複屈折を呈する赤色結晶が見られ、特に網膜中心窩辺縁に多数の大きな結晶が肉眼観察されている。当該結晶はカンタキサンチンであり、リボ坦んばく質との複合体として存在している。網膜中濃度は最高 $42 \mu\text{g/g}$ (黄斑) であった。当該結晶が存在する箇所のミューラー支持細胞の内部には萎縮が見られた。網膜以外の眼組織としては、毛様体においてカンタキサンチンが検出された。 当該症例で認められた結晶性沈着物はカンタキサンチンであると判断したが、NOAEL の判断はできない。	Daicker ら (1987) (JECFA (1988、 1990) で引用) 参照 17、19、39
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜結晶性沈着物 の生成)	症例報告	ヒト	3か月～ 14年間	経口	259 例	カンタキサンチン	合計 3.6～336g	92 例に、用量及び服用期間に明確な相関性のない網膜結晶性沈着物が見られた。 NOAEL の判断はできない。	Barker ら (1988) (JECFA (1990) で引用) 参照 19、62
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜結晶性沈着物 の生成)	症例報告	ヒト	-	経口	-	カンタキサンチン	合計 3.8～240g	網膜結晶性沈着物が見られた者が服用したカンタキサンチンは合計 7.92～240 g であった。一方、研究対象の大部分は服用量合計が 3.8～7.7 g であり、それらでは網膜変性症は認められなかった。 NOAEL の判断はできない。	Maille ら (1988) (JECFA (1990) で引用) 参照 19、63

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜結晶性沈着物 生成の可逆性)	症例報告	ヒト	-	-	-	カンタキサンチン	-	網膜結晶性沈着物の可逆性について判断できなかった。 可逆性に関する判断はできない。	JECFA (1990) で引用 (Boudreault ら (1983)、Weber ら (1985a)、Goerz & Weber (1988)、Weber & Goerz (1986)、Lonn (1987)、Malenfant ら (1988)) 参照 19、64、65
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜結晶性沈着物 生成の可逆性)	症例報告	ヒト	55か月間	-	9例	カンタキサンチン	-	網膜結晶性沈着物の個数は、服用中止 9か月後の時点では有意な変化が認められなかつたが、服用中止 26か月後の時点では有意な減少が認められた。他方、服用中止 7年後の時点でも当該沈着物は残っていた。 可逆性に関する判断はできない。	JECFA (1990) で引用 (Harnois ら (1988) (未公表)) 参考 19
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜結晶性沈着物 生成の可逆性)	コホート研究	ヒト	最長 12 年間	-	53 例	カンタキサンチン + β-カロテン	最大合計 178g	22 例の網膜内層に黄色沈着物が見られた。当該 22 例のうち 14 例について服用中止 5 年後の時点で観察を行ったところ、両眼にそれぞれ 500 個を超える沈着物が見られた 1 例を除く 13 例の沈着物数の合計は、服用中止の時点よりも 70% 減少していた。 可逆性に関する判断はできない。	Leyon ら (1990) (JECFA (1996)、食品安全委員会 (2004) で引用) 参照 21、29、66

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
ヒトにおける知見 (網膜への影響: 網膜機能への影響)	症例報告	ヒト	-	-	-	カンタキサンチン	-	眼の眩みやかすみ、視野障害が認められた。 カンタキサンチンの摂取との因果関係は特定されていない。	JECFA (1990) で引用 (Cortin ら (1984)、Hennekes ら (1985)、Philipp (1985)、Ros ら (1985)) 参照 19
ヒトにおける知見 (網膜への影響: 網膜機能への影響)	症例報告	ヒト	-	経口	-	カンタキサンチン	-	眼電図検査において正常又はそれに準じ、暗順応の僅かな遅延が見られ、眼電図は正常であるが眩しい光にさらされた後の暗所視の視野が狭くなることがある。 カンタキサンチンの摂取との因果関係は特定されていない。	JECFA (1988、1990) で引用 (Boudreault ら (1983)、Metge ら (1984)、McGuiness & Beaumont (1985)、Weber ら (1985b)、Hennekes ら (1985) 及び Philipp (1985)) 参照 17、19、67、68
ヒトにおける知見 (網膜への影響: 網膜機能への影響)	症例報告	ヒト	2~13年間 (平均5.8年間)	経口	32例	カンタキサンチン	-	8例に網膜結晶性沈着物が認められたが、視野、暗順応及び眼電図検査結果に当該沈着物による影響は認められず、網膜の色素上皮部にカンタキサンチンの投与に関連した変性は認められなかった。 カンタキサンチンの摂取との因果関係は特定されていない。	Nijman ら (1986) 及び Oosterhuis (1988) (JECFA (1990) で引用) 参照 19、69、70

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜機能への影響)	症例報告	ヒト（骨髓性プロトポルフィリン症）	数年間	経口	-	カンタキサンチン	-	網膜電図検査においてb波振幅の僅かな減少が認められたが、網膜結晶性沈着物の生成の有無にかかわらず特段の臨床症状は認められなかった。 カンタキサンチンの摂取との因果関係は特定されていない。	JECFA（1990）で引用（Norris & Hawk（1987）原著論文未確認） 参照19
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜機能への影響)	症例報告	ヒト	最高9年間（平均4.9年間）	経口	15例	カンタキサンチン	合計11～170g（平均75.5g）	15例に視力機能への有害影響は認められず、そのうち6例に網膜結晶性沈着物が見られたが、暗順応は正常の範囲内であり、眼電図検査及びPERGでの反応に正常値との有意な差は認められなかった。 カンタキサンチンの摂取との因果関係は特定されていない。	JECFA（1990）で引用（Norris & Hawk（1987）原著論文未確認） 参照19
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜機能への影響)	症例報告	ヒト（骨髓性プロトポルフィリン症）	最長10年間	経口	29例	カンタキサンチン	30～150mg/人/日； 合計最高170g	骨髓性プロトポルフィリン症症例29例の暗順応及びPERG検査結果に変化は見られなかったとされている。夏季に暗順応b波振幅のわずかな減少が認められたが、冬季には回復した。 カンタキサンチンの摂取との因果関係は特定されていない。	JECFA（1990）で引用（Schalch（1988b）（未公表）） 参照19
ヒトにおける知見 (網膜への影響： 網膜機能への影響)	症例報告	ヒト	-	経口	19例（黄斑症症例11例を含む。）	カンタキサンチン	-	視力は全ての者で「6/9」以上であったとされている。カンタキサンチンの服用中止2～3年後に静的視野測定を行ったところ、網膜沈着物が認められた症例で網膜感度の低値が認められたが、網膜沈着物のない症例ではそのような低値は認められなかった。 カンタキサンチンの摂取との因果関係は特定されていない。	Harnoisら（1988） (JECFA（1996）、 食品安全委員会（2004）で引用) 参照21、29、71

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
ヒトにおける知見 (網膜への影響: 網膜機能への影響)	症例報告	ヒト	2か月～3年間 (5例について初回検査の16～24年後に再検査)	-	35例	カンタキサンチン	-	13例に黄斑に黃金色の結晶が認められ、そのうち5例について初回検査の16～24年後に再検査を行ったところ、初回検査の約20年後には結晶は認められなくなり、網膜への傷害も認められなかった。 カンタキサンチンの摂取との因果関係は特定されていない。	Hueberら(2011) 参照72
ヒトにおける知見	メタアナリシス	ヒト	1～14年間	経口	411例	カンタキサンチン	平均15～240mg/人/日；合計0.6～201g	本試験については、症例数が少ないと、各症例の背景情報が得られていないことを考慮して、NOAELの判断を行うことはできないと判断した。	Köpckeら(1995) (JECFA(1996)、EFSA(2010)、食品安全委員会(2004)で引用) 参照5、21、29、38
ヒトにおける知見	介入研究 (①、②、③の摂取方法で連続して用量を漸増させ、摂取させる臨床試験)	ヒト(0～10年間、合計0～170g服用した症例を含むポルフィリン症)	① 5週間	経口	13例	カンタキサンチン	15mg/人/日；0.25mg/kg体重/日 (カンタキサンチン15mg+β-カロテン10mgの製剤として)	60mg/人/日以上投与群で、暗順応b波振幅の減少(90～120mg/人/日で増強)、網膜内結晶の用量依存的な発生率増加。 NOAEL 0.25mg/kg体重/日	Ardenら(1989)、Arden & Barker(1991)(JECFA(1996)、EFSA(2010)、食品安全委員会(2004)で引用) 参照5、21、29、73、74
			② 5週間	経口	13例	カンタキサンチン	60mg/人/日 (①と同じ製剤として)		
			③ 数か月間	経口	12例	カンタキサンチン	90～120mg/人/日 (①と同じ製剤として)		

試験項目	試験種類	動物種等	試験期間	投与方法	群設定	被験物質	投与量	試験結果概要及び本委員会の判断	参照
ヒトにおける知見 (肝臓への影響)	症例報告	ヒト（骨髓性プロトボルフィリン症）	1~12年間	経口	11例	カンタキサンチン	15 mg/人/日；合計 3~150 g	肝毒性の兆候なし。	JECFA (1996)、EFSA (2010)、食品安全委員会 (2004) で引用 (Norris 及び Hawk (1990) (未公表)) 参照 5、21、29
ヒトにおける知見 (アレルゲン性)	症例報告	ヒト（蕁麻疹の既往歴のある者）	-	経口（3時間以内に3回に分けて）	42例	カンタキサンチン	410 mg	比較的高用量では蕁麻疹の再発を誘発するかもしれないが、アレルギー反応を引き起こす可能性は示されていない。	Juhlin (1981) (JECFA (1988、1990)、EFSA (2010) で引用) 参照 5、17、19、75
ヒトにおける知見 (その他)	症例報告	ヒト	-	経口	女性 1 例	カンタキサンチン	-	再生不良性貧血を発症。	EFSA (2010) で引用 (Bluhm ら (1990)) 原著論文未確認 参照 5

＜参考＞

- ¹ 厚生労働省、「カンタキサンチン」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について、第380回食品安全委員会（平成23年4月28日）。
- ² 厚生労働省、カンタキサンチン指定のための検討報告書、2012年2月。
- ³ The Code of Federal Regulations, Title 21 (food and drugs) (4-1-11 edition), Chapter 1, Part 1, Subpart C, §73.75 Canthaxanthin; pp.349-50.
- ⁴ Canthaxanthin, prepared at the 51st JECFA (1998). In FAO (ed.), FAO JECFA Monographs 1, Combined Compendium of Food Additive Specifications, Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, All specifications monographs from the 1st to the 65th meeting (1956-2005), Volume 1: Food additives A-D, FAO, Rome, 2005, corrected by FAO JECFA Monographs 5, Compendium of Food Additive Specifications, Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, 69th meeting 2008, FAO, Rome, 2008.
- ⁵ EFSA Panel on Food Additives and Nutrient Sources added to Food (ANS): Scientific Opinion on the re-evaluation of canthaxanthin (E161g) as a food additive. EFSA Journal 2010; 8(10): 1852
- ⁶ Al-Duais M, Hohbein J, Werner S, Bohm V and Jetschke G: Contents of Vitamin C, Carotenoids, Tocopherols, and Tocotrienols in the Subtropical Plant Species Cyphostemma digitatum as Affected by Processing. J Agric Food Chem 2009; 57:5420-7
- ⁷ Garama D, Bremer P and Carne A: Extraction and analysis of carotenoids from the New Zealand sea urchin *Evechinus chloroticus* gonads. Acta biochim pol 2012; 59(1): 83-5
- ⁸ 厚生労働省、カンタキサンチンの食品健康影響評価に係る補足資料、2014年6月。
- ⁹ Canthaxanthin (161g). In FAO and WHO (ed.), GSFA online, updated up to the 36th Session of the Codex Alimentarius Commission (2013).
参考：<http://www.codexalimentarius.net/gsfaonline/additives/details.htm?id=95>
- ¹⁰ The Code of Federal Regulations, Title 21 (food and drugs), Chapter 1, Part 73, Subpart A, §73.75 Canthaxanthin(2013)
- ¹¹ European Parliament and the Council of the European Union: European Parliament and Council Directive 94/36/EC of 30 June 1994 on colours for

use in foodstuffs. Official Journal of the European Communities, 10.9.94; L237/13-29

^{1 2} Commissshion Regulation (EU) No 1129/2011 of 11 November 2011 amending Annex II to Regulation (EC) No 1333/2008 of the European Parliament and of the Council by establishing a Union list of food additives. Official Journal of the European Union, 12.11.2011; L295/1-8

^{1 3} 農林水産省生産局長・水産庁長官、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について、14 生畜第 194 号、平成 14 年 4 月 25 日

^{1 4} 厚生労働省医薬食品局食品安全部長、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について、食安発第 1126001 号、平成 16 年 11 月 26 日

^{1 5} Canthaxanthin. In FAO and WHO (ed.), Technical Report Series No.373, FAO Nutrition Meetings Report Series No.43, Specifications for the identity and purity of food additives and their toxicological evaluation: some emulsifiers and stabilizers and certain other substances, Tenth report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Geneva, 11-18 October 1966, WHO, Geneva, 1967; pp.22, 27 and 44.

^{1 6} Canthaxanthin. In FAO and WHO (ed.), Technical Report Series No.557, FAO Nutrition Meetings Report Series No.54, Evaluation of certain food additives, Eighteenth report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 4-13 June 1974, WHO, Geneva, 1974; pp.15 and 33.

^{1 7} Canthaxanthin. In WHO (ed.), Food Additives Series 22, Toxicological evaluation of certain food additives, prepared by the 31st meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Geneva, 16-25 February 1987, WHO, Geneva, 1988.

^{1 8} Canthaxanthin. In WHO (ed.), Technical Report Series 759, Evaluation of certain food additives and contaminants, Thirty-first report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Geneva, 16-25 February 1987, WHO, Geneva, 1987; pp. 23-4 and 49.

^{1 9} Canthaxanthin. In WHO (ed.), Food Additives Series 26, Toxicological evaluation of certain food additives and contaminants, prepared by the 35th meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 29 May – 7 June 1989, WHO, Geneva, 1990.

^{2 0} Canthaxanthin. In WHO (ed.), Technical Report Series 789, Evaluation of certain food additives and contaminants, Thirty-fifth report of the Joint

FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 29 May - 7 June 1989, WHO, Geneva, 1990; pp.19-21 and 44-45.

- ^{2 1} Canthaxanthin. In WHO (ed.), Food Additives Series 35, Toxicological evaluation of certain food additives and contaminants, prepared by the 44th meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 14-23 February 1995, WHO, Geneva, 1996.
- ^{2 2} Canthaxanthin. In WHO (ed.), Technical Report Series 859, Evaluation of certain food additives and contaminants, Fourty-fourth report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 14-23 February 1995, WHO, Geneva, 1995; pp.15-7 and 50.
- ^{2 3} Canthaxanthin. In WHO (ed.), Food Additives Series 44, Safety evaluation of certain food additives and contaminants, prepared by the fifty-third meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 1-10 June 1999, WHO, Geneva, 2000.
- ^{2 4} Canthaxanthin. In WHO (ed.), Technical Report Series 896, Evaluation of certain food additives and contaminants, Fifty-third report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 1-10 June 1999, WHO, Geneva, 2000; pp.97-8 and 122.
- ^{2 5} Food and Drug Administration, Department of Health and Human Services: Listing of color additives exempt from certification; canthaxanthin [docket No.85C-0415]. Federal Register November 19, 1985; 50(223): 47532-4
- ^{2 6} Food and Drug Administration, Department of Health and Human Services: Listing of color additives exempt from certification; canthaxanthin [docket No.93C-0248]. Federal Register March 27, 1998; 63(59): 14814-7
- ^{2 7} Opinion on canthaxanthin (expressed on 13 June 1997). In European Commission, Directorate-General Consumer Policy and Consumer Health Protection (ed.), Food science and techniques, Reports of the Scientific Committee for Food (43rd series), opinions of the Scientific Committee for Food on: arsenic, barium, fluoride, boron and manganese in natural waters; starch aluminum octenyl succinate (SAOS); the additional information from the Austrian authorities concerning the marketing of Ciba-Geigy maize; Actilight – a fructo-oligosaccharide (FOS); diacetyltauric acid esters of mono – and diglycerides (DATEM E-472e); canthaxanthin; a request for the use of algal beta-carotene as a food colour; certain additives for use in foods for infants and young children in good health and in foods for special medical purposes for infants and young children, an additional list of monomers and additives used in the

manufacture of plastic materials intended to come into contact with foodstuffs; clarification and explanation of the SCF's opinion of 7 June 1996 on BADGE, Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg, 1999; pp.28-33.

- ^{2 8} Scientific opinion on the safety and efficacy of canthaxanthin as a feed additive for poultry and for ornamental birds and ornamental fish; EFSA Panel on Additives and Products or Substances used in Animal Feed (FEEDAP) European Food Safety Authority (EFSA), Parma, Italy. EFSA Journal 2014;12(1):3527
- ^{2 9} 食品安全委員会委員長 寺田雅昭, 厚生労働省発食安第 0825002 号に係る食品健康影響評価の結果の通知について, 府食第 281 号の 2, 平成 16 年 3 月 11 日
- ^{3 0} 厚生労働省, カンタキサンチンの食品健康影響評価について, 第 518 回食品安全委員会 (平成 26 年 6 月 17 日).
- ^{3 1} Choubert G and Luquet P: Influence de l'agglomération et du stockage des aliments composés sur leur teneur en Canthaxanthine: conséquences sur la digestibilité et la fixation de ce pigment chez la Truit Arc-en-ciel. Ann Zootech 1979; 28(2): 145-57
- ^{3 2} van den Berg H: Carotenoid interactions. Nutr Rev 1999; 57(1): 1-10
- ^{3 3} White WS, Stacewicz-Sapuntzakis M, Erdman JW Jr and Bowen PE: Pharmacokinetics of β -carotene and canthaxanthin after ingestion of individual and combined doses by human subjects. J Am Coll Nutr 1994; 13(6): 665-71
- ^{3 4} Paetau I, Chen H, Goh NMY and White WS: Interactions in the postprandial appearance of β -carotene and canthaxanthin in plasma triacylglycerol-rich lipoproteins in humans. Am J Clin Nutr 1997; 66(5): 1133-43
- ^{3 5} Clark RM, Yao L, She L and Furr HC: A comparison of lycopene and canthaxanthin absorption: using the rat to study the absorption of non-provitamin A carotenoids. Lipids 1998; 33(2): 159-63
- ^{3 6} Handelman GJ, Dratz EA, Reay CC and van Kuijk JG: Carotenoids in the human macula and whole retina. Invest Ophthalmol Vis Sci 1988; 29(6): 850-5
- ^{3 7} Handelman GJ, Snodderly DM, Krinsky NI, Russett MD and Adler AJ: Biological control of primate macular pigment. Biochemical and densitometric studies. Invest Ophthalmol Vis Sci 1991; 32(2): 257-67

-
- ^{3 8} Köpcke W, Barker FM and Schalch W: Canthaxanthin deposition in the retina: a biostatistical evaluation of 411 patients. Cut Ocular Toxicol 1995; 14(2): 89-104
- ^{3 9} Daicker B, Schiedt K, Adnet JJ and Bermond P: Canthaxanthin retinopathy. An investigation by light and electron microscopy and physicochemical analysis. Graefes Arch Clin Exp Ophthalmol 1987; 225(3): 189-97
- ^{4 0} Goralczyk R, Barker FM, Buser S, Liechti H and Bausch J: Dose dependency of canthaxanthin crystals in monkey retina and spatial distribution of its metabolites. Invest Ophthalmol Vis Sci 2000; 41(6): 1513-22
- ^{4 1} Bausch J, Liechti H, Oesterhelt G and Kistler A: Isolation and identification of a major urinary canthaxanthin metabolite in rats. Int J Vitam Nutr Res 1999; 69(4): 268-72
- ^{4 2} Dry canthaxanthin. 林真, 松岡厚子編 (祖父尼俊雄監修), 染色体異常試験データ集 改訂 1998年版, 株式会社エル・アイ・シー, 東京, 1999 ; 206
- ^{4 3} Scallon LJ, Burke JM, Mieler WF, Kies JC and Aaberg TM: Canthaxanthine-induced retinal pigment epithelial changes in the cat. Curr Eye Res 1988; 7(7): 687-93
- ^{4 4} Colacchio TA, Memoli VA and Hildebrandt L: Antioxidants vs carotenoids. Inhibitors or promoters of experimental colorectal cancers. Arch Surg 1989; 124(2): 217-21
- ^{4 5} Astorg P, Gradelet S, Leclerc J, Canivenc MC and Siess MH: Effects of β-carotene and canthaxanthin on liver xenobiotic-metabolizing enzymes in the rat. Food Chem Toxicol 1994; 32(8): 735-42
- ^{4 6} Bendich A and Shapiro SS: Effect of β-carotene and canthaxanthin on the immune responses of the rat. J Nutr 1986; 116(11): 2254-62
- ^{4 7} Prabhala RH, Maxey V, Hicks MJ and Watson RR: Enhancement of the expression of activation markers on human peripheral blood mononuclear cells by in vitro culture with retinoids and carotenoids. J Leukoc Biol 1989; 45(3): 249-54
- ^{4 8} Rybski JA, Grogan TM, Aickin M and Gensler HL: Reduction of murine cutaneous UVB-induced tumor-infiltrating T lymphocytes by dietary canthaxanthin. J Invest Dermatol 1991; 97(5): 892-7

-
- ^{4 9} Saraux H and Laroche L: Maculopathie à papillottes d'or après absorption de canthaxanthine [Gold-dust maculopathy after absorption of canthaxanthine (in French)]. Bull Soc Ophtalmol Fr 1983; 83(11): 1273-5
- ^{5 0} Franco JL, Adenis JP, Mathon C and Lebraud P: Un nouveau cas de maculopathie en papillottes d'or [A new case of gold-dust maculopathy (in French)]. Bull Soc Ophtalmol Fr 1985; 85(10): 1035-7
- ^{5 1} Hennekes R, Weber U and Küchle HJ: Über canthaxanthinschäden der Netzhaut. Z prakt Augenheilk 1985; 6: 7-9
- ^{5 2} McGuinness R and Beaumont P: Gold dust retinopathy after the ingestion of canthaxanthine to produce skin-bronzing. Med J Aust 1985; 143(12-13): 622-3
- ^{5 3} von Meyer JJ, Bermond P, Pournaras C and Zoganas L: Canthaxanthin, Langzeiteinnahme und Sehfunktionen beim Menschen. Dtsch Apoth Zeitung 1985; 125(21): 1053-7
- ^{5 4} Philipp W: Carotinoid-Einlagerungen in der Netzhaut. Klin Mbl Augenheilk 1985; 187: 439-40
- ^{5 5} Weber U, Goerz G and Hennekes R: Carotinoid-Retinopathie: I. Morphologische und funktionnelle Befunde [Carotenoid retinopathy. I. Morphologic and functional findings (in German)]. Klin Monbl Augenheilkd 1985a; 186(5): 351-4
- ^{5 6} Weber U and Goerz G: Carotinoid-Retinopathie: III. Reversibilität [Carotinoid retinopathy. III. Reversibility (in German)]. Klin Monbl Augenheilkd 1986; 188(1): 20-2
- ^{5 7} Cortin P, Corriveau LA, Rousseau AP, Tardif Y, Malenfant M and Boudreault G: Maculopathie en papillottes d'or [Maculopathy with golden particles (in French)]. Can J Ophthalmol 1982; 17(3): 103-6
- ^{5 8} Boudreault G, Cortin P, Corriveau LA, Rousseau AP, Tardif Y and Malenfant M: La rétinopathie à la canthaxantine: 1. Etude clinique de 51 consommateurs. Can J Ophtalmol 1983; 18(7): 325-8
- ^{5 9} Cortin P, Boudreault G, Rousseau AP, Tardif Y and Malenfant M: La rétinoépathie à la canthaxanthine: 2. Facteurs prédisposants. Can J Ophtalmol 1984; 19(5): 215-9
- ^{6 0} Ros AM, Leyon H and Wennersten G: Crystalline retinopathy in patients taking an oral drug containing canthaxanthin. Photodermatol 1985; 2: 183-5

-
- ^{6 1} Raab WP, Tronnier H and Wiskemann A: Photoprotection and skin coloring by oral carotenoids. *Dermatologica* 1985; 171(5): 371-3
- ^{6 2} Barker FM: Canthaxanthin retinopathy. *J Toxicol Cut Ocular Toxicol* 1988; 7(3): 223-36
- ^{6 3} Maille M, Corbe C, Crepy P, Despreaux C, Montefiore G and Hamard M: La pseudo rétinopathie à la canthaxantine. *J Toxicol Clin Exp* 1988; 8(2): 107-11
- ^{6 4} Lonn LI: Canthaxanthin retinopathy. *Arch Ophthalmol* 1987; 105(11): 1590-1
- ^{6 5} Malenfant M, Harnois C, Samson J, Boudreault G and Rousseau A: Reversibility of canthaxanthin maculopathy. ARVO abstract issue. *Invest Ophthalmol Vis Sci* 1988; 29: 335
- ^{6 6} Leyon H, Ros AM, Nyberg S and Algvere P: Reversibility of canthaxanthin deposits within the retina. *Acta Ophthalmol (Copenh)* 1990; 68(5): 607-11
- ^{6 7} Metge P, Mandirac-Bonnefoy C and Bellaube P: Thésaurismose rétinienne à la canthaxanthine [Retinal thesaurismosis caused by canthaxanthin (in French)]. *Bull Mem Soc Fr Ophtalmol* 1983; 95: 547-9
- ^{6 8} Weber U, Hennekes R and Goerz G: Carotinoid-Retinopathie. II. Elektrophysiologische Befunde bei 23 Carotinoid-behandelten Patienten [Carotinoid retinopathy. II. Electrophysiologic findings in 23 carotenoid-treated patients (in German)]. *Klin Monbl Augenheilkd* 1985b; 187(6): 507-11
- ^{6 9} Nijman NM, Oosterhuis JA, Suurmond D, van Bijsterveld OP and Baart de la Faille H: Ophthalmological side effects of canthaxanthin therapy in light dermatoses. *Ophthalmol* 1986; 193: 171
- ^{7 0} Oosterhuis JA, Nijman NM, de Wolff FA and Remky H: Canthaxanthine retinopathy with and without intake of canthaxanthin as a drug. *Human Toxicol Abstr* 1988; 7: 45-7
- ^{7 1} Harnois C, Cortin P, Samson J, Boudreault G, Malenfant M and Rousseau A: Static perimetry in canthaxanthin maculopathy. *Arch Ophthalmol* 1988; 106(1): 58-60
- ^{7 2} Hueber A, Rosentreter A, Severin M: Canthaxanthin Retinopathy: Long-term Observations. *Ophthalmic Res* 2011; 46: 103-6

-
- 7 3 Arden GB, Oluwole JOA, Polkinghorne P, Bird AC, Barker FM, Norris PG et al.: Monitoring of patients taking canthaxanthin and carotene: an electroretinographic and ophthalmological survey. Hum Toxicol 1989; 8(6): 439-50
- 7 4 Arden GB and Barker FM: Canthaxanthin and the eye: a critical ocular toxicologic assessment. J Toxicol Cut Ocular Toxicol 1991; 10(1&2): 115-55
- 7 5 Juhlin L: Recurrent urticaria: clinical investigation of 330 patients. Br J Dermatol 1981; 104(4): 369-81
- 7 6 National Research Council (ed.), 1987 Poundage and technical effects update of substances added to food, prepared for Food and Drug Administration, 1989; p.98.
- 7 7 Population profile of the United States: 1995. In U.S. Bureau of the Census (ed.), Current Population Reports, Special Studies Series P23-189, U.S. Government Printing Office, Washington, DC, 1995; pp.A-56-7.
参考 : <http://www.census.gov/population/www/pop-profile/files/p23-189.pdf>
- 7 8 Ministry of Agriculture, Fisheries and Food (ed.), Dietary intake of food additives in the UK: Initial surveillance. Food Surveillance Paper No.35, HMSO, London, 1993; pp.40-7.
- 7 9 吉池信男, 村嶋恵 (独立行政法人国立健康・栄養研究所), 平成 17 年度食品添加物一日摂取量調査, 日常的な食事からの食品添加物の摂取量推計の基盤となる食品摂取量データの検討.
- 8 0 農薬・動物用医薬品部会部会長 豊田正武, 飼料添加物カンタキサンチンに係る食品中の残留基準の設定について, 厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会資料 4-3, 平成 16 年 6 月 9 日.